

丹波東部（竹田川流域圏）

地域総合治水推進計画

平成26年3月

（平成30年3月一部見直し）

（令和3年3月河川対策アクションプログラムを追記）

兵 庫 県

はじめに

これまでの治水は、雨水を河川等に集めて、早く安全に流すことを基本とし、河川における対策として、ダム、堤防等の設置、河道の拡幅等の整備を進め、下水道における対策として、雨水を排水するための管渠等の整備を進めることにより行われてきた。

しかし、近年、河川周辺の開発や都市化が進行し、雨水が流出しやすくなるとともに、台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大している。

丹波東部地域の由良川流域は、地形特性上、山地流域に降った雨がすぐ平地に流れ込むことから、短時間の降雨量が多い時に浸水被害が発生しやすく、これまで、主に台風に起因する洪水によって、度重なる浸水被害を受けてきた。

本流域の治水対策は、昭和20年10月の台風による洪水被害を契機として、昭和27年に河川改修に着手し、堤防等の設置や河道の拡幅等の整備を進めてきた。現在は、昭和58年9月の台風第10号程度の洪水を安全に流下させること等を目標として、堤防や河道、ダムの整備を鋭意進めているところである。

このように河川の整備は、一定の計画による段階的な整備であり、目標達成までに長期間を要すること、計画規模を上回るいわゆる超過洪水に対応できないなどの課題を有しており、河川における対策だけでは、近年多発する大雨に対応しきれない状況が生じている。

こうした状況のもと、これまでの治水対策に加え、地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留、又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策を河川整備と効果的に組み合わせる総合治水の必要性が高まっている。

そのため、平成24年4月に施行した「総合治水条例」を踏まえ、竹田川流域圏における総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため本計画を策定した。

本計画は、河川整備には長期間時間を要すること、さらには、総合治水は多岐に亘る取組みを継続する必要があることから、計画期間を概ね10年間とし、社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案しつつ、計画対象期間の中間（概ね5年）に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行うこととしている。

このような中、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省から「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示され、国が管理する一級河川については、国や沿川市町等と共同で減災対策協議会を設立し、目標や取組方針を決定したところである。

さらに、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると県管理河川においても水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組の加速が求められている。

これらを踏まえ、国土交通省から示された「水防災意識社会 再構築ビジョン」や水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組を進めるとともに、総合治水条例施行から5年の節目かつ本地域の計画期間の概ね中間年に当たるため、総合治水対策の効果検証、各取組の進捗状況、地域ニーズへの対応等を踏まえた計画の見直しを行った。

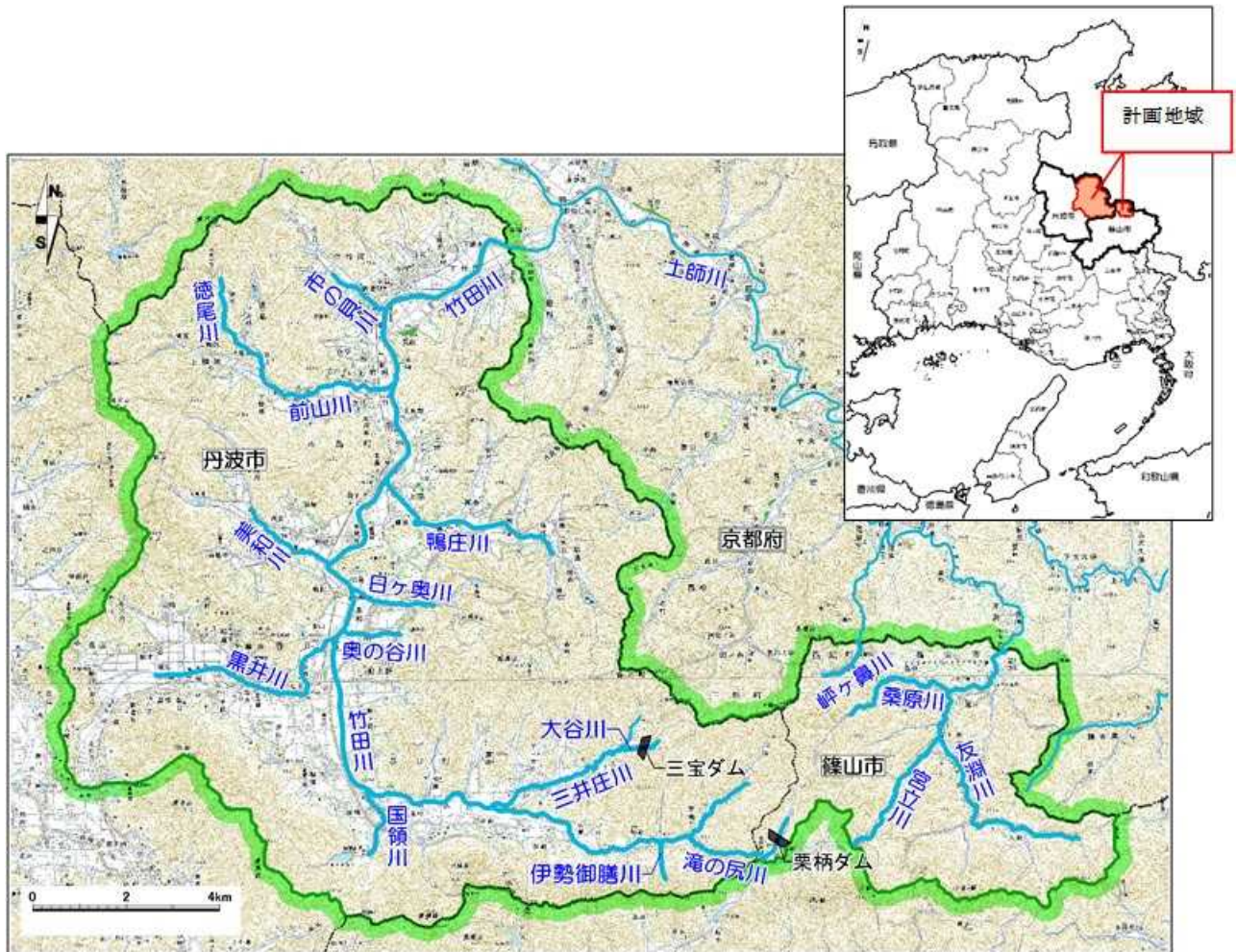
丹波東部地域総合治水推進計画 目次

1	計画地域の概要	1
1-1	計画地域の概要	1
1-2	洪水被害の発生状況	9
1-3	河川下水道の整備状況	10
1-4	総合治水を推進していく上での課題	14
2	総合治水の基本的な目標	16
2-1	基本目標	16
2-2	計画期間	16
2-3	今後の計画見直し等について	17
3	総合治水の推進に関する基本的な方針	18
3-1	河川下水道対策	18
3-2	流域対策	18
3-3	減災対策	20
3-4	環境の保全と創造への配慮	20
3-5	下流域への総合治水の周知	20
4	河川下水道対策	21
4-1	河川対策	21
4-2	下水道対策	24
5	流域対策	25
5-1	調整池の設置指導	25
5-2	雨水貯留浸透機能の確保	27
5-3	ダム、ため池の治水活用	37
5-4	ポンプ施設との調整	39
5-5	森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等	41
5-6	(参考) 山地防災・土砂災害対策	45
6	減災対策	46
6-1	浸水が想定される区域の指定	46
6-2	県民の情報の把握	50
6-3	防災情報の伝達	52
6-4	浸水による被害の軽減に関する学習	58
6-5	浸水による被害の軽減のための体制の整備	64
6-6	訓練の実施	69
6-7	建物等の耐水機能	70
6-8	浸水による被害からの早期の生活の再建	71
7	環境の保全と創造への配慮	72
7-1	竹田川流域	72
7-2	その他の河川	73
8	モデル地区での取組	74
8-1	流域対策モデル地区での取組	75
8-2	減災対策モデル地区での取組	81

1 計画地域の概要

1-1 計画地域の概要

丹波^{たんば}東部^{たけだ}地域（竹田川^{たけだがわ}流域圏、以下「計画地域」という）は、竹田川^{ゆりがはな}流域、岨ヶ鼻川^{はながわ}流域、友淵川^{ともぶちがわ}流域で構成され土師川^{はぜがわ}（京都府）に合流し、由良川^{ゆらがわ}となって日本海に注いでいる。計画地域は、丹波市^{ささやま}、篠山市の2市にまたがり、面積は約184km²で県土全体の2.2%を占めている。



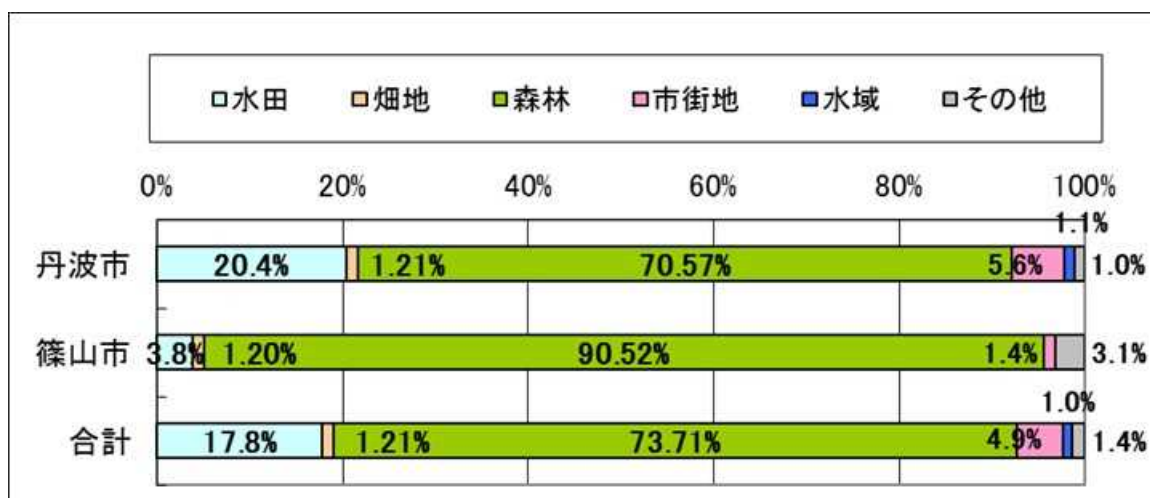
計画地域流域図

1-1-1 土地利用及び人口

計画地域の土地利用は、山地部では森林が広く分布し、平地は主に水田・畑で占められている。宅地は、河川に沿って存在している。平成 21 年度の土地利用別割合をみると、森林が 74%を占め、水田・畑地が 19%、市街地その他が 7%となっており、計画地域の 9 割以上が森林・水田で占められている。

計画地域の人口は、平成 22 年 10 月時点で約 2.3 万人、平成 27 年 10 月時点で 2.2 万人と微減傾向にある。（平成 22 年及び平成 27 年国勢調査数値より）

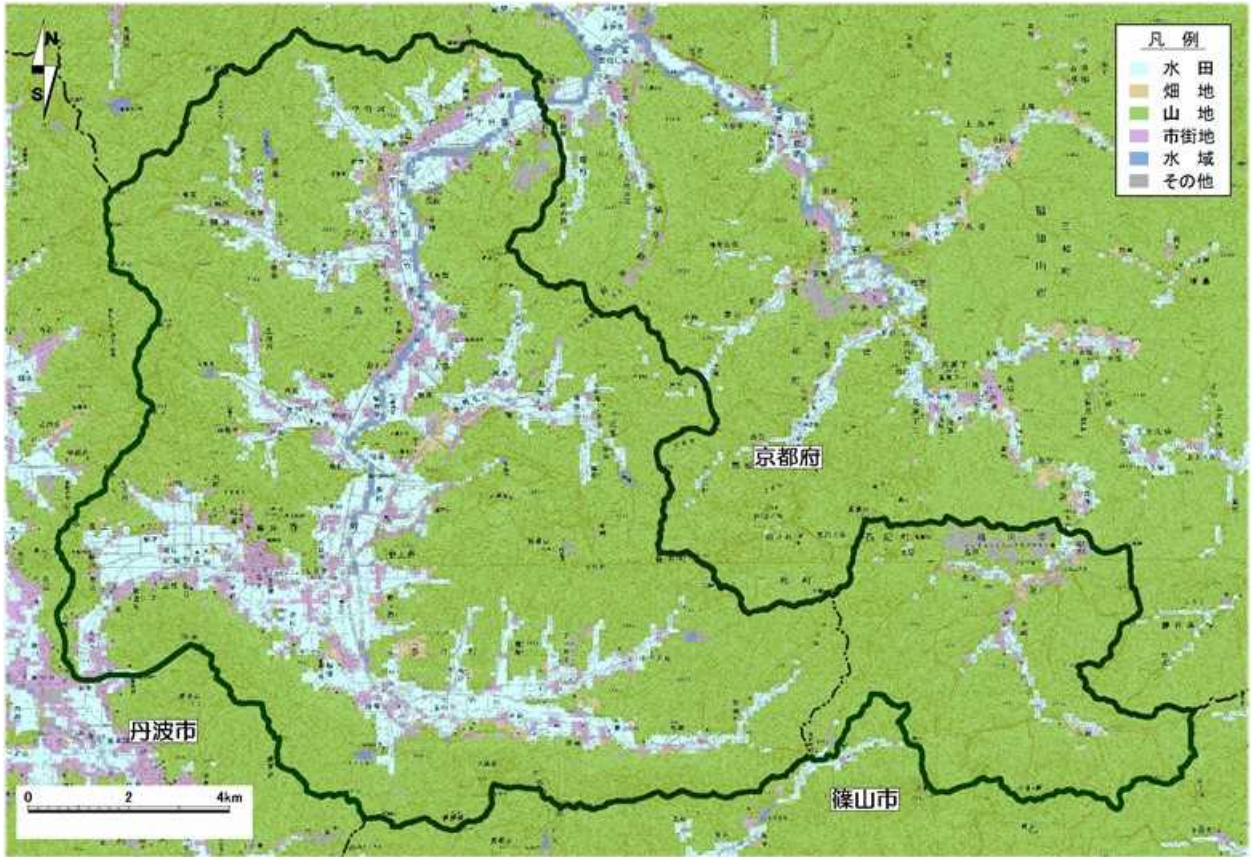
土地利用割合



土地利用種別面積

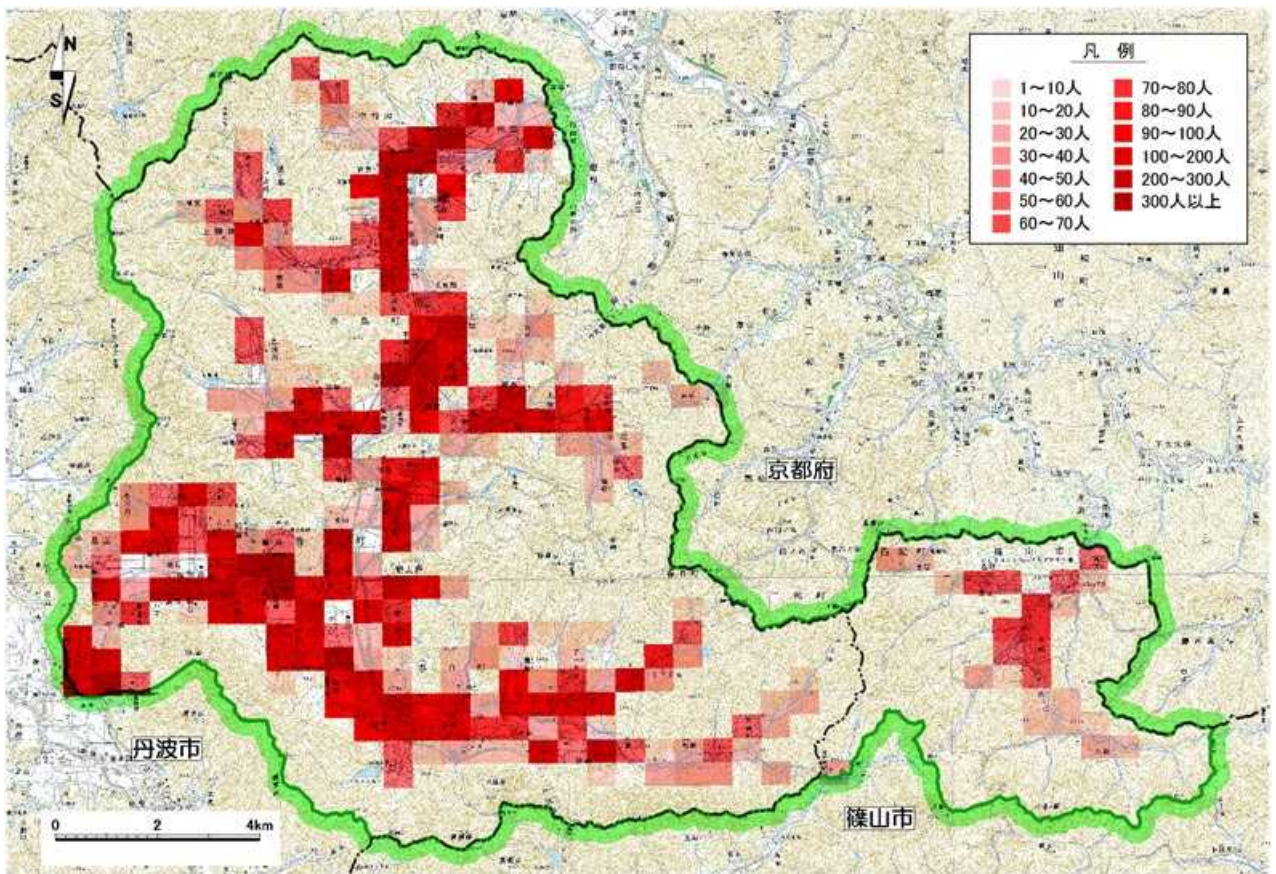
市名	土地利用別面積 (km ²)						合計
	水田	畑地	森林	市街地	水域	その他	
丹波市	31.7	1.9	109.5	8.7	1.8	1.6	155.2
篠山市	1.1	0.3	26.2	0.4	0.0	0.9	28.9
合計	32.8	2.2	135.7	9.1	1.8	2.5	184.1

出典：国土数値情報 平成21年 土地利用メッシュデータ



出典：国土数値情報 平成21年 土地利用メッシュデータ

土地利用分布図



出典：平成22年国勢調査（世界測地系500mメッシュ）

人口分布図

1-1-2 対象河川の諸元

以下に対象河川の諸元を整理する。

対象河川諸元一覧

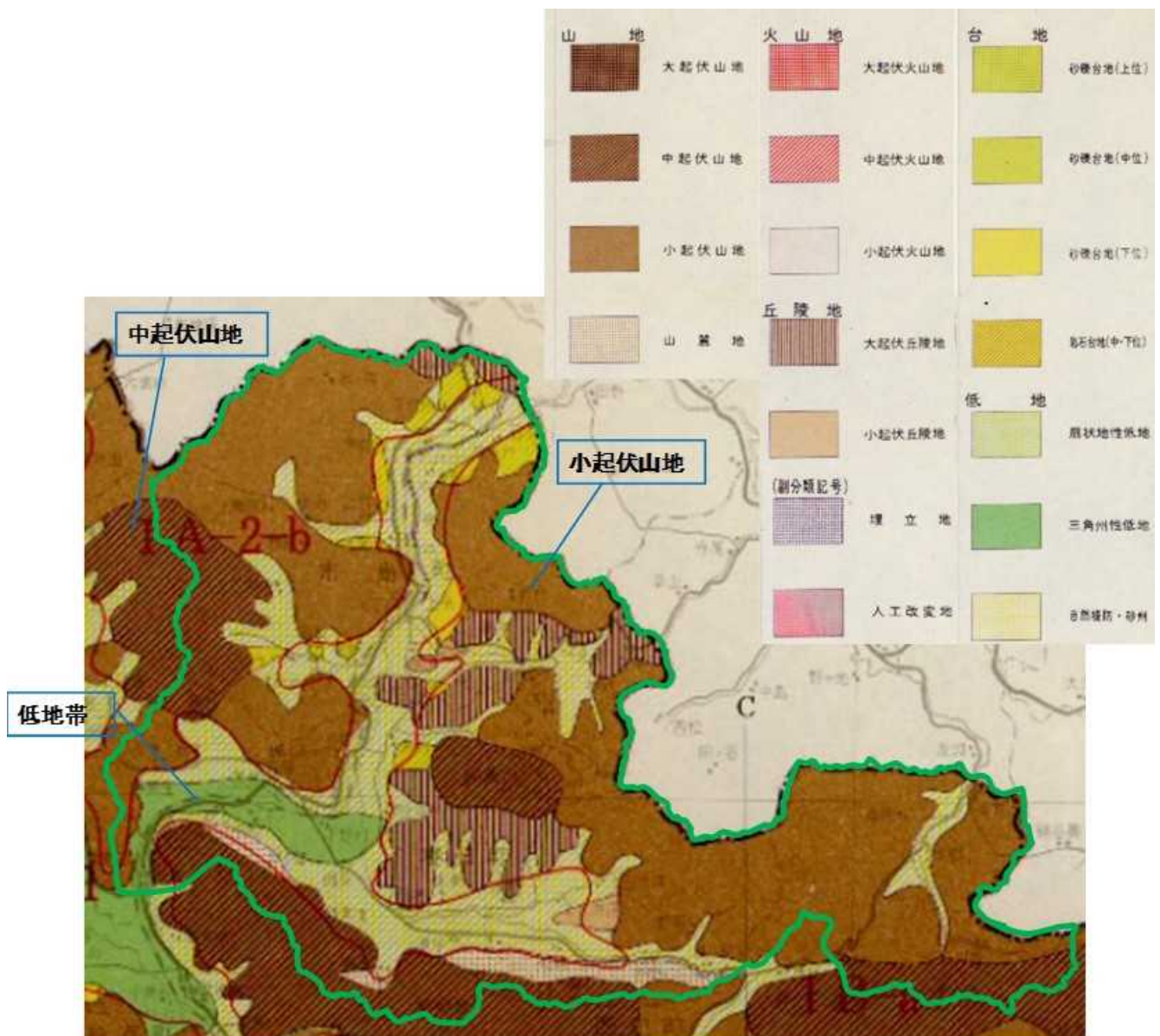
河川名		流路延長 (km)
由良川水系	竹田川	25.092
	<small>いち かい</small> 市の貝川	1.758
	<small>さきやま</small> 前山川	4.736
	<small>とくお</small> 徳尾川	2.200
	<small>かもしょう</small> 鴨庄川	5.882
	<small>みわ</small> 美和川	2.600
	<small>ひがおく</small> 日ヶ奥川	2.605
	<small>くろい</small> 黒井川	4.672
	<small>おくたに</small> 奥の谷川	1.350
	<small>こくりょう</small> 国領川	1.500
	<small>みのしょう</small> 三井庄川	4.952
	<small>おおたに</small> 大谷川	0.830
	<small>いせごぜん</small> 伊勢御膳川	0.403
	<small>たきしり</small> 滝の尻川	3.000
	岬ヶ鼻川	1.535
	友淵川	9.487
	<small>くわばら</small> 桑原川	2.400
<small>みやたて</small> 宮立川	1.350	

出典：丹波土木事務所管内図（平成23年6月）

1-1-3 地形・地質

(1) 地形

計画地域の地形は、標高 300～650m前後の山々に囲まれ、播但山地の東部中央山地に属し主に小起伏山地や中起伏山地から成る。多紀連山が南北に位置し、多紀アルプスと呼ばれるように大起伏山地があり、周囲の山稜とともに地形は急峻で、平地地から突出する形の山際と狭く切り立つ山並みは東西に走りひらけている。計画地域の南西部に一部見られる丹波低地は谷底平野の集まりによる低地帯で非常に低平である。



出典：20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査（国土交通省 国土政策局 国土情報課HP）

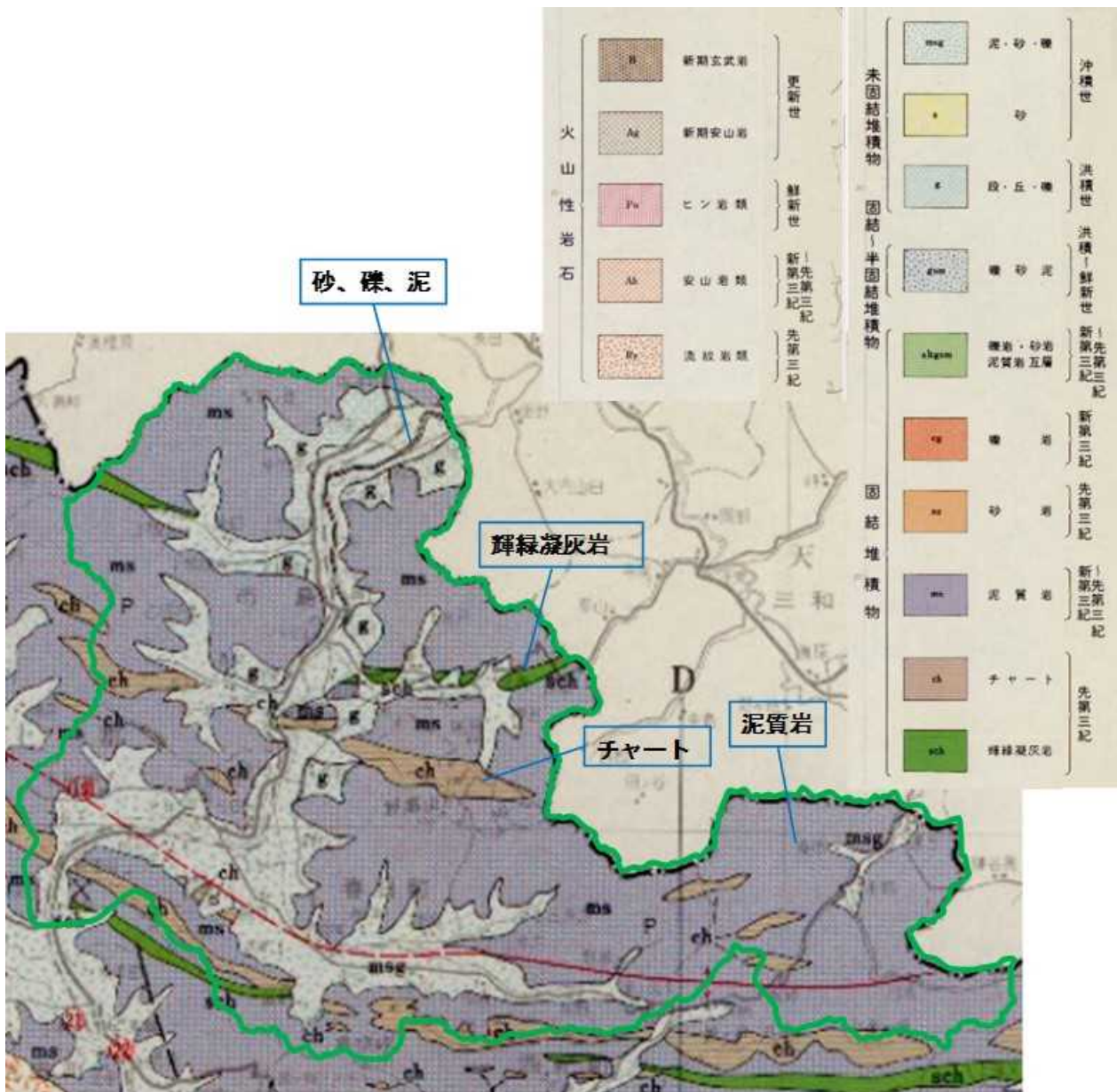
地形分類図

(2) 地質

地質は、古生層の丹波層群を主体に、中世の篠山層群、そして新世層の段丘層と沖積層で構成される。古世層は丹波層群とその中に帯状、あるいは線状に分布するチャート（珪石）及び塩基性火山岩類から成り立っている。

丹波層群は砂岩粘板岩石を主体に構成され、粘板岩に挟まれるように帯状のチャートと塩基性火山岩類（溶岩等）が分布し、中でも硬質で浸食に強いチャートは多紀連山山頂部を構成しており、県下でもっとも明瞭なもので、いわゆる瓦礫岩、砂岩、粘板岩、凝灰岩等からなり、動物性化石を多産する地層である。

結堆積物の泥質岩、輝緑凝灰岩、チャート（丹波層群）と未固結の沖積層の粘土・土・礫や段丘堆積物（新生代第四系）で構成されている。



出典：20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査（国土交通省 国土政策局 国土情報課HP）

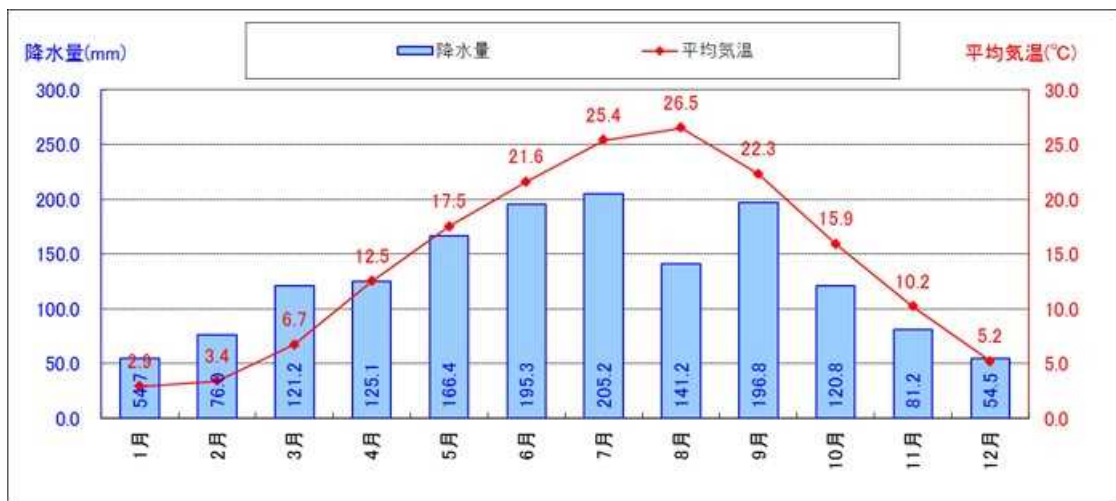
表層地質図

1-1-4 気象・気候

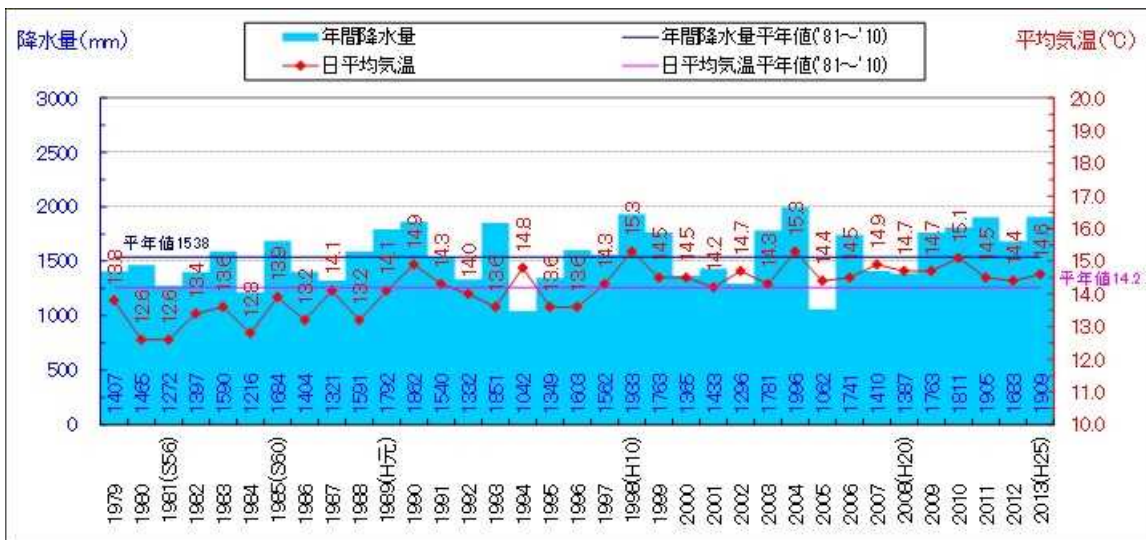
計画地域は、県南部の瀬戸内海型気候と県北部の日本海型気候との接点にあたり、両者の中間的な色合いを持っている。

気候は、夏には35℃以上を記録、冬には-5℃以下を記録することがあるものの、相対的には穏やかな気候であり、年間の平均気温は14.2℃（1981～2010年の平年値）となっている。

年間の平均降水量は、^{かいばら}柏原観測所(気象庁)で1,538mm（1981～2010年の平年値）である。冬期には15cm程度の積雪を2～3回見るが、時雨や粉雪の舞う日数は比較的多い。また、周囲が山々に囲まれているため、霧の発生する日が年平均63日と多く、丹波特有の盆地霧（丹波霧）として有名である。



1981年～2010年 月別平均 降水量・気温一覧表



1981年～2013年 年平均降水量・気温一覧表

1-1-5 自然環境

計画地域周辺の山々は、妙高山及び多紀連山が県立自然公園に、丹波市市島町の五台山を中心とした地域が兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づき自然環境保全地域に、丹波市春日町の兵主神社も同条例に基づき環境緑地保全地域に指定されており、良好な自然環境が保たれている。

植生は、山間部では、スギ、ヒノキ、アカマツ林等が広く分布し、平地は主に水田、畑で占められている。河川内では、上流部には、ツルヨシ、ミゾソバなどの植物が繁茂している。中下流部は、水田地帯をゆるやかに流れる河川沿いには、ツルヨシ、オギ、また外来種であるセイタカアワダチソウが繁茂している。

魚類については、上流部では、カワムツ、カワヨシノボリが多く生息し、2003年版兵庫県版レッドデータブックで、Bランクに指定されているナガレホトケドジョウも確認されている。また、中下流部では、オイカワ、カワムツが多く生息し、メダカも確認されている。

鳥類については、貴重種^{*}として、ハチクマ、オオタカ、クマタカなどのタカ類やカワセミ、アオゲラ等が確認されている。

爬虫類・両生類については、貴重種として、オオサンショウウオが確認されている。また外来種であるミシシippアカミガメが広範囲で生息している。

※ 貴重種：「改定：兵庫県の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック 2003」

「兵庫県の貴重な自然－兵庫県版レッドリスト 2010(植物・植物群落)」

「兵庫県の貴重な自然－兵庫県版レッドリスト 2013(鳥類)」

1-1-6 歴史・文化

計画地域内には文化財保護法に基づく指定文化財(国指定5、県指定13、市指定75)が数多く存在する。旧石器時代から平安時代まで続いた七日市遺跡、丹波で初めて銅鐸が発見された野々間遺跡等から、計画地域では、旧石器時代から生活が営まれ、弥生時代には瀬戸内海と日本海を結ぶ交通の要衝であったことがうかがわれる。また豊かな自然の恵みへの感謝から数多くの祭りが生まれたが、計画地域では、川裾祭りがそれにあげられる。色とりどりの灯籠が川面に映る姿は、夏の風物詩となっている。



1-2 洪水被害の発生状況

計画地域における洪水被害は、台風に起因していることが多く、地形特性上、山地流域に降った雨がすぐ平地に流れ込むことから、短時間の降雨量が多い時に氾濫を起こしやすい。

主な洪水災害

災害発生日	生起要因
S34. 09. 26	伊勢湾台風
S36. 09. 16	第二室戸台風
S37. 06. 08～06. 11	梅雨前線による集中豪雨
S40. 09. 10～09. 17	台風 23 号・台風 24 号
S47. 09. 16～09. 17	台風 20 号
S49. 09. 08～09. 09	台風 19 号
S57. 08. 01～08. 02	台風 10 号
S58. 09. 24～09. 30	台風 10 号
H02. 09. 11～09. 20	台風 19 号及び豪雨
H07. 06. 22～07. 04	豪雨
H07. 08. 30～09. 01	豪雨
H08. 08. 26～08. 29	豪雨
H11. 06. 22～07. 04	梅雨前線による集中豪雨
H11. 09. 05～09. 09	豪雨
H11. 09. 13～09. 25	台風 16 号・台風 18 号及び豪雨
H16. 10. 18～10. 22	台風 23 号
H25. 9. 15～9. 16	台風 18 号
H26. 8. 16～8. 17	豪雨

1-3 河川下水道の整備状況

1-3-1 河川対策

(1) 竹田川流域

① 竹田川本川

竹田川の治水事業は、昭和20年10月の台風による洪水被害を契機に、昭和27年から氷上郡竹田村（現丹波市市島町）から国領村（現丹波市春日町国領）までの約14.5kmの区間において、家屋への浸水を防ぐ河川改修に着手し、現在も鋭意事業を進めている。

その後、昭和58年9月の台風第10号による洪水では、流域内上流に位置する春日観測所で最大1時間雨量76mm、最大24時間雨量277mmを記録し、流域全体で被害家屋947戸、田畑冠水284ha、総被害額約65億円の戦後最大規模の広域的な被害を受けた。特に丹波市春日町国領から上流では、甚大な浸水被害を受けたため、同地内から野瀬地内までの約8.9kmについて河川改修事業を行い、昭和61年に完成した。

さらに、平成2年9月の台風第19号による洪水では、下流部の丹波市市島町で被害家屋90戸、田畑冠水349ha、総被害額約6億円の浸水被害が発生した。このうち、特に内水被害の著しかった森地区・市島地区においては対策を実施した。

② 竹田川支川

支川についても、昭和58年9月洪水、平成2年9月洪水、平成11年9月洪水、平成16年10月洪水により三井庄川、黒井川、鴨庄川、前山川で家屋、農地に浸水被害が発生したほか、平成26年8月豪雨では丹波市市島町地点で観測史上最大となる414mmの24時間雨量を記録し、前山川、徳尾川、市の貝川、美和川で山腹からの流出土砂により河道が埋塞したこと等による浸水被害が発生した。

過去の災害を契機として、三井庄川は、平成元年より改修に着手し、平成12年に整備を終え、上流部には治水機能を有した三宝ダムが平成7年3月に完成している。

黒井川は、竹田川合流点から高龍寺橋下流の改修が終わっており、その上流については平成4年から改修を行っている。

前山川については、竹田川合流点から宮ノ下橋下流の改修に続き、その上流についても、平成18年から順次改修工事を行い、上竹田の今中橋付近までの区間が平成24年に完成した。

鴨庄川については、竹田川合流点から高橋まで改修が終わっている。

滝の尻川については、上流部に治水機能を有した栗柄ダムが平成27年5月に完成しているが、その下流では治水安全度が低く、改修を要する区間がある。

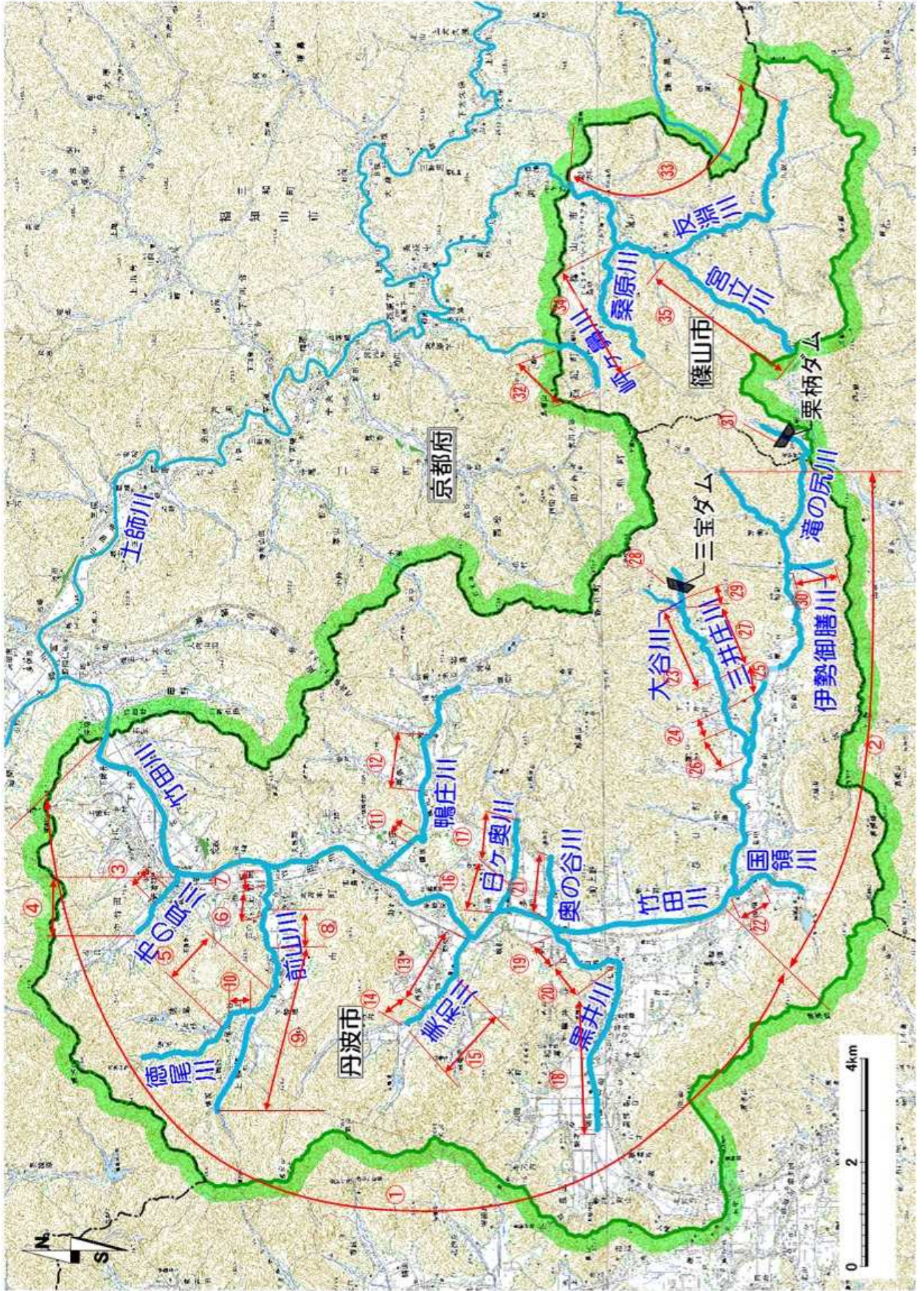
また、平成26年に被災した前山川の上流部及び徳尾川、市の貝川、美和川では治水安全度を向上させるための改良復旧事業等に取り組んできた。

治水事業一覧

河川名	番号	事業名	事業期間	延長
竹田川	①	中小河川改修事業	S27～	L=15,751m
	②	河川災害復旧助成事業	S58～完	L=8,536m
市の貝川	③	河川災害関連事業	S40～完	L=483m
	④	河川災害関連事業等	H26～H30	L=930m
前山川	⑤	河川災害関連事業	S28～完	L=1,300m
	⑥	局部改良事業	S54～完	L=700m
	⑦	県単独河川改修事業	S48～完	L=450m
	⑧	広域河川改修事業	H18～H24 完	L=720m
	⑨	河川災害関連事業	H26～H29 完	L=3,210m
徳尾川	⑩	河川災害関連事業	H26～H29 完	L=570m
鴨庄川	⑪	局部改良事業	S44～完	L=300m
	⑫		S44～完	L=1,300m
美和川	⑬	中小河川改修事業	S48～完	L=1,600m
	⑭	河川災害関連事業	S34～完	L=294m
	⑮	河川災害関連事業	H26～H29 完	L=1,330m
日ヶ奥川	⑯	河川災害関連事業	S41～完	L=588m
	⑰		S54～完	L=1,100m
黒井川	⑱	小規模河川改良事業	H4～	L=3,350m
	⑲	河川災害復旧助成事業	S47～完	L=509m
	⑳		S51～完	L=1,107m
奥の谷川	㉑	河川災害復旧助成事業	S54～完	L=1,250m
国領川	㉒	河川災害復旧助成事業	S58～完	L=434m
三井庄川	㉓	小規模河川改良事業	S9～完	L=2,070m
	㉔	河川災害関連事業	S31～完	L=600m
	㉕		S34～完	L=338m
	㉖		S40～完	L=504m
	㉗	局部改良事業	H元～完	L=1,700m
大谷川	㉘	生活貯水池整備事業	H元～完	三宝ダム
	㉙	広域基幹河川改修事業	H4～完	L=365m
伊勢御膳川	㉚	河川災害関連事業	S58～完	L=403m
滝の尻川	㉛	生活貯水池整備事業	H6～H27 完	栗柄ダム
岬ヶ鼻川	㉜	河川災害関連事業	S58～完	L=1,220m
友淵川	㉝	県単独河川改修事業	S58～完	L=7,260m
桑原川	㉞	県単独河川改修事業	S58～完	L=2,400m
宮立川	㉟	県単独河川改修事業	S58～完	L=1,350m

洪水調節容量を備えたダム一覧

ダム名	三宝ダム	栗柄ダム
河川名	大谷川	滝の尻川
位置	丹波市春日町上三井庄	篠山市栗柄 <small>くりから</small>
流域面積 (k m ²)	1.21	1.06
目的	洪水調節、水道用水、既得取水の安定化、河川環境の保全等	洪水調節、水道用水、既得取水の安定化、河川環境の保全等
ダム型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
総貯水容量 (m ³)	271,000	383,000
洪水調節容量 (m ³)	148,000	147,000
利水容量 (m ³)	86,000	209,000
堆砂容量 (m ³)	37,000	27,000



1-3-2 下水道対策

計画地域では、流域下水道、公共下水道等による雨水排水施設の整備は行われていない。

1-4 総合治水を推進していく上での課題

1-4-1 河川下水道対策

計画地域では、昭和 58 年 9 月洪水、平成 2 年 9 月洪水、平成 11 年 9 月洪水、平成 16 年 10 月洪水、平成 25 年 9 月洪水、平成 26 年 8 月洪水と度重なる被害を受けており、河川整備計画に基づき、鋭意事業に取り組んでいる。しかし、河川整備計画で定められた改修事業は、物理的・社会的・財政的な視点から見て長期間を要する。また、近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水のみならず整備途上段階での施設能力を超える洪水の発生に備える必要がある。

1-4-2 流域対策

流域対策は、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透する機能を強化することにより、流出量のピークを平滑化させるものである。内水被害軽減のため、ひいては河川や下水道への流出抑制として、一つひとつの効果は限定的であるが、薄く広く取り組むことで、一定の効果が期待できる。このため、様々な土地・施設の所有者・管理者が効果的な取組となるよう連携を図り、対策を行うことが重要である。

また、計画地域の大半を占める森林は、雨水貯留による洪水流出抑制機能や土砂流出防止などの公的機能を有しているが、木材価格の低迷により、間伐などの適切な施業がなされていない森林の増加とシカによる下層植生の食害が拡大していることから、森林が本来有する保水能力の低下が懸念されている。

1-4-3 減災対策

近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れ出て沿川の県民や家屋等に被害が生じることが考えられる。

このようなことから兵庫県では平成 16 年の台風 23 号などこれまでの災害の経験を踏まえ「ひょうご治山・治水防災実施計画」を策定し、県民の安全・安心を確保するため、様々な防災対策事業を実施している。この計画では、できる限りの対策を実施しても、行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、県民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要としている。

特に、洪水氾濫による被災の経験が近年少ないなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に県民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から県民が水害リスクを認識することが重要である。

また、超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会

的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。

人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。

2 総合治水の基本的な目標

2-1 基本目標

総合治水の基本理念に基づき、以下の基本目標を定める。

「ながす」：竹田川、鴨庄川、前山川、徳尾川、市の貝川、美和川及び滝の尻川について、戦後最大規模の広域的な被害をもたらした昭和 58 年 9 月の台風第 10 号程度の洪水（土師川合流点で 900m³/s）を安全に流下させ、また資産が集中する黒井川については、昭和 58 年 9 月程度の洪水に対し、家屋への浸水を軽減するための河川下水道対策を段階的に実施する。

「ためる」：従来の治水対策だけではなく、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させ、河川等への流出を抑制する等の流域対策に取り組む。

「そなえる」：訓練等により、浸水してもその被害を軽減する減災対策を推進する。

これらを効果的に組み合わせた総合的な治水対策を進め、流域全体で防災力の向上を目指す。

2-2 計画期間

総合治水は、多様な主体が連携し、多岐に亘る取り組みの継続により浸水被害軽減を目指すものであり、平成 25 年度から概ね 10 年間を計画期間としている。

一方、平成 24 年 6 月に策定した「由良川水系竹田川圏域河川整備計画」（平成 28 年 5 月に一部変更）は、概ね 30 年間の河川対策の計画であるが、本計画では、このうち計画期間（10 年間）で実施し得る対策を記載している。

従って、本計画の実施にあたっては、河川整備計画の進捗状況と互いに調整しながら取り組むこととなり、本計画期間後も災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、計画を適宜見直すこととしている。

なお、本計画に位置付ける取組は、策定（見直し）時点で関係者間の調整が整っているなど記述可能なものに限られており、総合治水を推進していくためには、各主体が計画期間に推進する取組を充実させる必要がある。

本計画の位置付け

計画期間(年度：平成)	24	25	35	45	55	
河川下水道対策 「ながす」						
流域対策 「ためる」		モデル地区を先導事例として流域対策を推進			継続して実施	
減災対策 「そなえる」		モデル地区を先導事例として減災対策を推進			継続して実施	

2-3 今後の計画見直し等について

丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続するものとし、県は計画の進捗状況を協議会へ適宜報告するとともに、協議を踏まえて推進計画を見直し、必要に応じて計画変更を検討する。

なお、社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案し、計画対象期間の中間（概ね5年）に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行う。

3 総合治水の推進に関する基本的な方針

県、市及び県民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。また、県民は、自治会等が主体となって、県民一人一人が総合治水を理解してもらうための取組を推進する。

特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- ・ 県の責務……………総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- ・ 市の責務……………各地域の特性を生かした施策の策定・実施
- ・ 県民の責務……………雨水の流出抑制と浸水発生への備え

行政が実施する総合治水に関する施策への協力

3-1 河川下水道対策

県は、県が管理する河川について、「由良川水系竹田川圏域河川整備計画」に基づき、河川の整備及び維持を行う。

河川整備は、これまでの洪水被害等の各河川の特性を踏まえ、計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、築堤、河床掘削に加え、必要となる橋梁や堰の改築等のうち、本計画期間内で実施し得る整備を着実に実施する。なお、河川の整備、維持にあたっては、河川環境等に特に留意した上で実施する。

市は、総合治水を推進する県と連携して、市が管理する準用河川等の整備及び維持を行う。

3-2 流域対策

河川下水道対策を講じても計画規模を上回る洪水や整備途上での施設能力を上回る洪水により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。

県、市及び県民は、計画地域における、河川や下水道、水路などからの溢水による浸水被害を軽減するため、以下の流域対策を推進する。

- ・ 県、市及び県民は、計画地域の自然豊かな森林・水田など地域に備わっている雨水等のかん養機能の維持に努めるとともに、学校・公園の活用やため池、水田の貯留機能の活用などにより、雨水貯留浸透機能の保全に努める。
- ・ 県、市及び県民は、豪雨時の土砂流出による河道埋塞を防止するため、砂防・治山施設や森林の適正な管理に努める。

3-2-1 地区毎の対策

流域対策は、様々な土地・施設の所有者・管理者それぞれが実施可能な対策を実施することで、総合的に治水機能の向上を図るものである。

特に、重要水防箇所や浸水想定区域などから取組を強化することが重要であるが、その取組の効果は、各地域により異なる。どの対策が有効であるかは、浸水地域周辺や上流に存在する施設の分布、浸水原因等により、対象地域毎に異なる。このため、各地区において、効果的な取組となるよう連携を図り対策を行うことが重要である。

市は、各地区の取組が進められるよう、流域対策の推進を指導する。

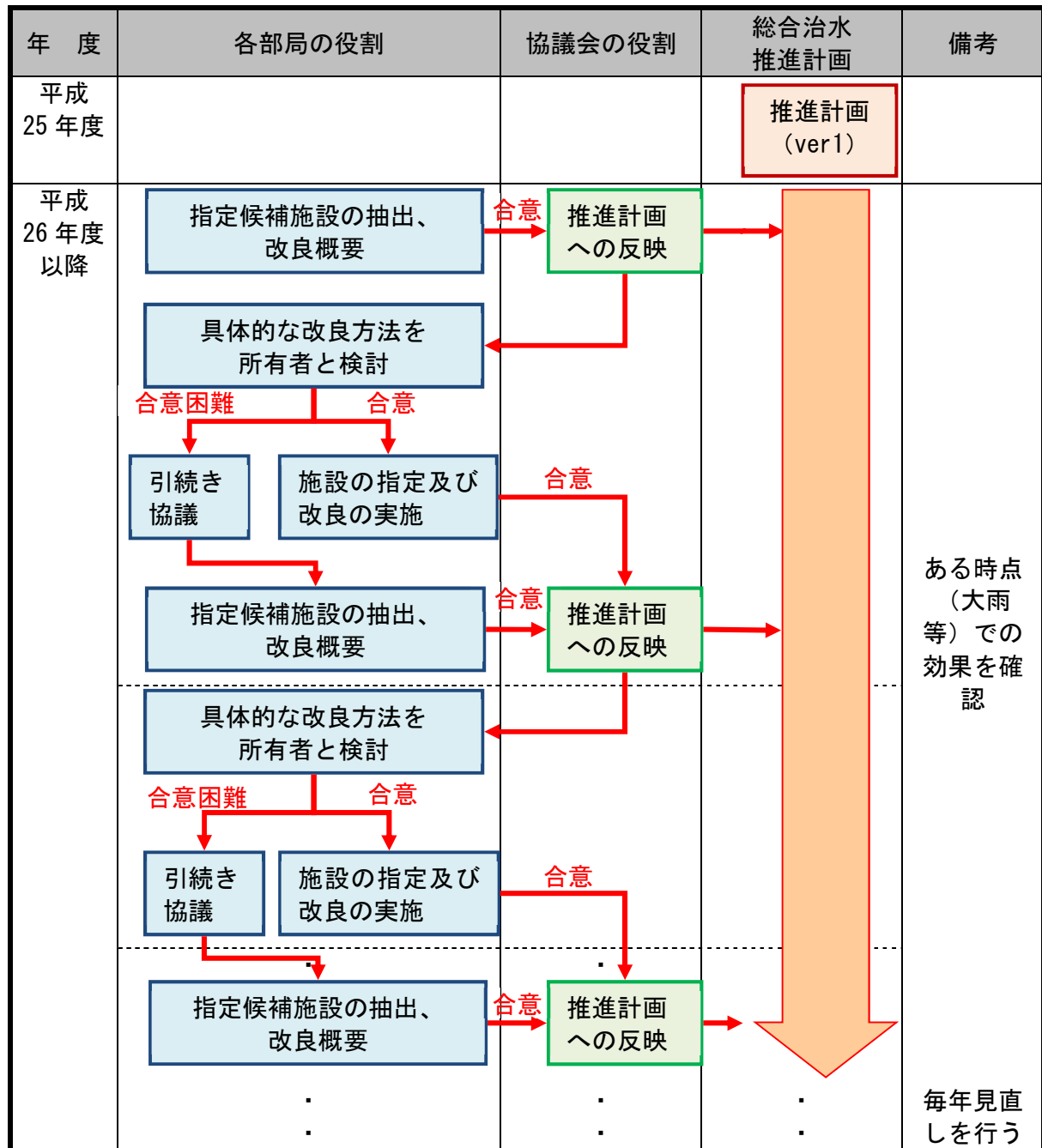
県は、各地区の取組において、技術的な助言・指導を行う。

3-2-2 継続した対策の推進

河川下水道対策は、定めた目標(治水安全度)に向かって、河川管理者等が順次整備を進めていくことを計画したものであるが、流域対策は、一部の管理者が決まった目標に向かい実施していくものではなく、様々な土地・施設の所有者・管理者の協力の上、それぞれが実施可能な対策を積み上げていくことで実現する計画である。

管理者が異なることから、各対策での優先度を定めるものではなく、規模の小さな対策でも実施可能なものから、早期に実施していくことが望まれる。

このため、協議会は、毎年度、実施してきた内容を確認するとともに、次年度に実施可能な対策を抽出し、対策の積み上げが図れるようフォローアップを行う。



流域対策のフォローアップ

3-3 減災対策

計画地域では、これまでに洪水被害を受けており、河川下水道対策や流域対策を進めてきた。河川下水道対策と流域対策は、時間と費用を要するものであり、その間における浸水被害の軽減対策として減災対策は重要である。また、河川下水道対策と流域対策を進めても、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水等に対して人命と財産を守るために減災対策は不可欠である。

できる限りの対策を実施しても、行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、日頃から十分に備えをしておくことが重要である。特に、洪水氾濫による被災の経験が近年少ないなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に県民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から県民が水害リスクを認識することが重要である。県、市及び県民は、近年、気候変動に起因して集中豪雨が多発する傾向があることから、超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを十分に認識する。

また、超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。

その上で、人命を守ることを第一に考え、人的被害の回避・軽減のため、避難対策に重点的に取り組むとともに、河川対策や流域対策を着実に進める。また、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、災害に強いまちづくり、災害にあわない暮らし方の取組として、地域と協力の上、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策として、①や②、③などの対策を進める。

- ①浸水が想定される区域の指定
- ②防災情報の伝達
- ③訓練の実施

また、災害予防や災害発生時の避難対策等については、市が定める災害対策基本法に基づく地域防災計画の中で具体的に述べられており、本推進計画で記載する内容は、当然、地域防災計画と整合し、かつ連動するものでなければならぬため、必要に応じ、地域防災計画の追記・修正等を行う必要がある。

3-4 環境の保全と創造への配慮

総合治水のための河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針、「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえ、取組を進める。

3-5 下流地域への総合治水の周知

当該地域は、由良川流域の最上流であるため、総合治水の推進による下流域への流出抑制効果は大きいと見られるが、流域全体の取組となることが望ましい。そのため、計画策定後も下流地域への総合治水の周知に努める。

4 河川下水道対策

4-1 河川対策

4-1-1 河道対策

県は、県が管理する河川について、河川整備計画に位置付けられた計画規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道改修や洪水調節施設の整備を行う。また、河川整備を実施するとともに、洪水時に河川管理施設が十分に機能するよう、必要に応じた堆積土砂の撤去により洪水が安全に流下できるようにする等、適切な維持管理を行う。

竹田川、鴨庄川、前山川、徳尾川、市の貝川、美和川及び滝の尻川については、戦後最大規模の広域的な被害をもたらした昭和 58 年 9 月の台風 10 号程度の洪水（土師川合流点で 900m³/s）を安全に流下させることを目標とし、平成 26 年 8 月豪雨災害も踏まえ、河道拡幅、河床掘削、築堤、河積阻害物の改善を実施する。

資産が集中する黒井川については、昭和 58 年 9 月程度の洪水に対し、家屋への浸水を軽減することを目標とし、河道拡幅、河床掘削を実施する。

丹波市も、平成 26 年 8 月豪雨災害を踏まえ、水上川、山田川・曼田良川の河床掘削等を実施する。

県の河道対策一覧

河川名	施工区間	数量	施工の内容
竹田川	高町井堰-上島井堰	橋梁：1 橋 井堰：7 ヶ所	河積阻害物の改善
	久良部橋-上垣橋	160m	築堤（左岸）
	出合橋付近	井堰：1 ヶ所	河積阻害物の改善
市の貝川	竹田川合流～天王の下橋	橋梁：3 橋 930m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
前山川	牛谷川合流～池尾橋	橋梁：1 橋 3,210m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
徳尾川	前山川合流～三角田橋	橋梁：1 橋 570m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
鴨庄川	高橋-下島橋	800m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
美和川	戸坂川～長尾川合流	橋梁：2 橋 1,330m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
黒井川	高龍寺橋-船城橋	3,350m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
滝の尻川	滝の尻橋付近	橋梁：1 橋 井堰：3 ヶ所 190m	河積阻害物の改善 築堤（右岸）
うち 河川改修済み（平成 30 年 3 月時点）			
竹田川	高町井堰～沖田井堰	井堰：2 ヶ所	第 3 統合井堰 井堰統廃合（高町井堰、沖田井堰）

前山川	宮ノ下橋 ^{いまなか} -今中橋	720m	事業期間：平成 18 年～平成 24 年 河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
	牛谷川合流 ^{うしたにがわ} ～池尾橋 ^{いけお}	橋梁：1 橋 3, 210m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
徳尾川	前山川合流 ^{さきやま} ～ 三角田橋 ^{みすみだ}	橋梁：1 橋 570m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
美和川	戸坂川 ^{とさか} ～長尾川合流 ^{ながお}	橋梁：2 橋 1, 330m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
黒井川	高龍寺橋～ 藤林橋下流 150m	550m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
うち 事業実施中			
竹田川	土手井堰～上島井堰	井堰：5 ヶ所	河積阻害物の改善
市の貝川	竹田川合流 ^{てんのう} ～天王の下橋 ^{した}	橋梁：3 橋 930m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
黒井川	藤林橋下流 150m ～船城橋	2, 800m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大

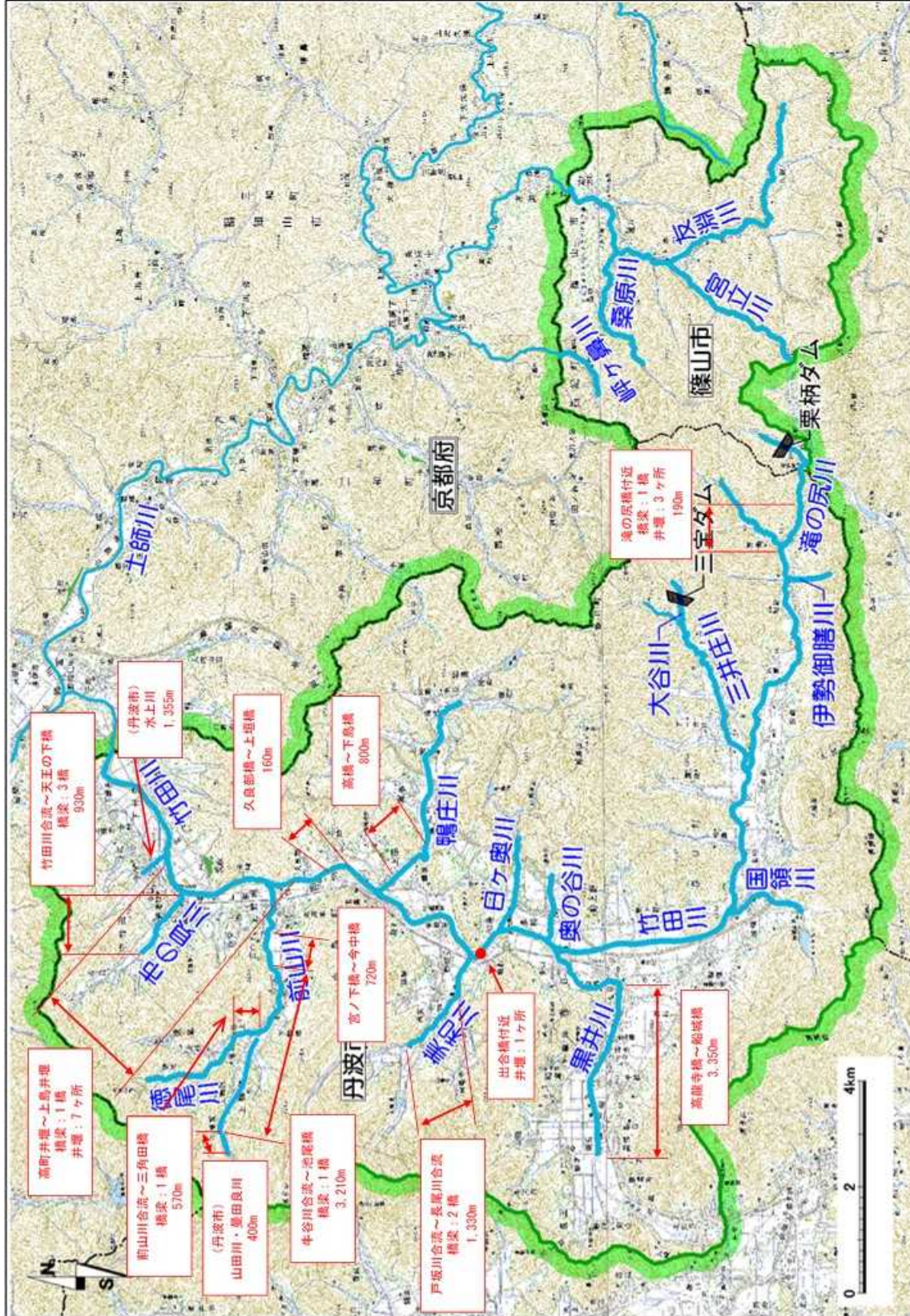
市の河道対策一覧

市名	河川名	施工区間	延長 (m)	施工の内容
丹波市	水上川	国道 175 号 下流	1, 355m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
	山田川 曼田良川	(一)前山川 接続部付近 まで	400m	河道拡幅、河床掘削による河積の拡大
篠山市	計画なし			

なお、平成 30 年 3 月時点で、山田川・曼田良川は河川改修済み、水上川は事業実施中となっている。

4-1-2 ダム

三宝ダムについては、堤体、貯水池、関連施設等を良好に保つため、定期的に計測点検等を行い、その機能の維持に努める。また、滝の尻川沿川における治水対策、既得かんがい用水、篠山市の水道の既往水源に代わる安定水源確保を図るため、竹田川支川滝の尻川に洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の安定供給を目的とする栗柄ダムを建設した。



県・市の河道対策位置図

4-2 下水道対策

市は、下水道計画に基づき、整備目標規模の降雨に対する浸水解消のため、下水道等の整備及び維持を推進する。下水道対策の整備内容一覧を表に示す。

下水道対策の推進に関する基本的な方針

対象市域	実施主体	整備目標	実施内容
丹波市	市	—	—
篠山市	市	—	・下水道計画区域外

5 流域対策

5-1 調整池の設置指導

従来、県では、1ha 以上の開発行為を行う場合、開発による県管理河川への雨水の流出量の増大を抑制するため、「調整池指導要領及び技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、開発者に対して防災調整池の設置を指導してきた。

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として 1ha 以上の開発行為により浸水を発生させる可能性が高まる場合には、開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な管理を行うことを義務づけた。(本条項は平成 25 年 4 月 1 日施行)

現在、計画地域において、調整池は 18 箇所設置されている。

防災調整池施設数

関係自治体名	施設数
丹波市	18
篠山市	0

5-1-1 調整池の設置

開発行為を行う者は、その開発行為により浸水を発生させる可能性が高まる場合には、その可能性を低減するために、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置するようにしなければならない。

県は、1ha以上の開発に対し、重要調整池の設置を義務付ける。

調整池の管理者は、その機能維持と適正な管理を行う。

市は、雨水貯留・浸透による流出抑制対策を行うように指導する。

5-1-2 調整池の指定

現在、計画地域において、調整池は18箇所設置されており、県は、「調整池指導要領」に基づく暫定調整池、恒久調整池の区分にかかわらず、重要調整池以外の調整池であって、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の理解を得ながら指定調整池に指定していく。

指定を受けた調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。

5-1-3 維持管理

重要調整池及び指定調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行わなければならない。

また、重要調整池、指定調整池以外の調整池においても、管理者は、日常点検や維持管理など適切な管理と機能維持に努めなければならない。

調整池設置指導に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の開発に対する開発者・施設所有者への設置・管理の義務付け（H25.4.1～） ・雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定を制度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する
	施設所有者 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池の所有者等はその機能維持と適正な管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・県の開発指導1ha以上の開発に対する調整池の設置に伴う指導 ・1ha未満の開発に対し「丹波市開発指導要綱」に基づき、開発行為者に雨水貯留・浸透による流出抑制対策を行うように指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・県の開発指導1ha以上の開発に対する調整池の設置に伴う指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する

5-2 雨水貯留浸透機能の確保

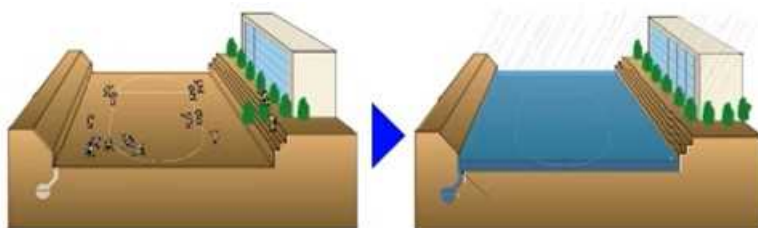
5-2-1 学校・公園・ため池

学校及び公園は、その規模や形状から、貯留による流出抑制効果が期待できる。

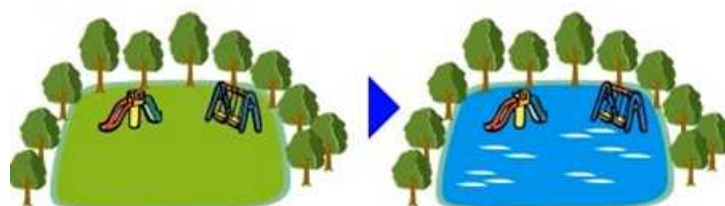
ため池は、農業用水の確保を目的として造られた施設であるが、大雨時にはため池流域からの流出量が一時的に抑制されることから、雨水貯留浸透機能も備えている。このため、ため池を今後とも健全な状態で保全することが重要であるとともに、洪水吐や取水施設の改良などにより、流出抑制効果が期待される。

これらの施設は県民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、県民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

現在、計画地域には、学校 14 施設、公園 9 施設 (0.1ha 以上を対象)、ため池 99 施設 (受益面積 0.5ha 以上) が存在する。



校庭貯留



公園貯留

学校、公園施設

所在市名	学校		公園	
	施設数 (箇所数)	敷地面積 (m^2)	施設数 (箇所)	敷地面積 (m^2)
丹波市	13	388,456	9	33,393
篠山市	1	12,154	0	0

ため池

所在市名	諸元			
	施設数 (箇所数)	総貯水量 ($千m^3$)	流域面積 (km^2)	満水時面積 (ha)
丹波市	98	2,975.6	25.4	56.5
篠山市	1	13.0	0.5	0.6

(1) 雨水貯留浸透機能の備え

① 学校・公園

校庭、公園の所有者等は、総合治水条例の基本理念に基づき、流出防止壁の設置又は地盤の掘り下げによる貯留機能の確保や駐車場等における透水性舗装や浸透側溝の整備等による浸透機能の向上に努める。

県及び市は、自らが管理する学校・公園等の公共施設等を利用した貯留施設の整備に努める。

また、雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。

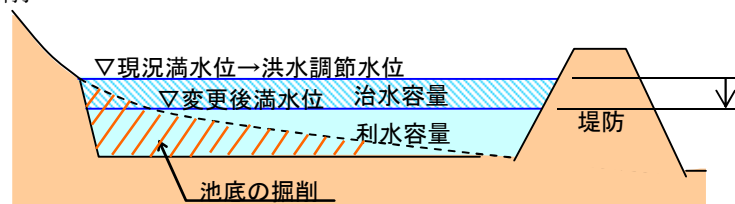
② ため池

ため池については、農業上の利水容量に余裕がある場合には、雨水貯留機能を向上させるため、池底の掘削や洪水吐の改良を検討する。

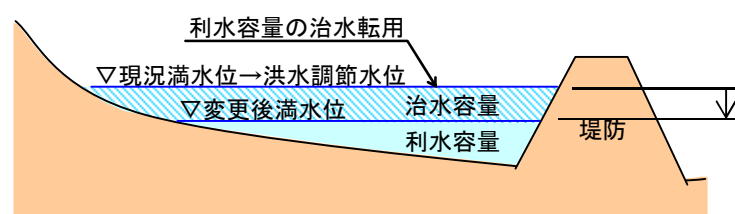
また、老朽化したため池は、決壊による災害の発生が懸念されることから、緊急性の高いものから順次、改修整備を進めるが、改修にあたっては、流出抑制機能のある洪水吐の整備を行う等、雨水貯留浸透機能を備えることを検討する。

県及び市は、これらため池改良にあたって、雨水貯留浸透機能を備える技術的な助言・指導を行う。

① 池底の掘削



② 農業用水容量の治水転用



ため池貯留

(2) 施設の指定

① 学校・公園

県は、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める施設を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定（条例第 22 条）する。

県及び市は、学校・公園の新築、改築時には、「指定雨水貯留浸透施設」として指定することを原則とし、指定した場合は、敷地、地下に雨水を貯留する設備の設置に努める。

指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、雨水貯留浸透機能を維持する。

② ため池

県は、ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認めるため池を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設として指定（条例第 22 条）する。

(3) 維持管理

① 学校・公園

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた土地の所有者等は、その雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。

② ため池

ため池の管理者は、日常点検や維持管理に努める。

県及び市はこれに対して技術的な助言・指導を行うとともに、漏水などにより危険な状態にあるため池については、ため池等整備事業等による施設改修を支援する。

また、一部地域においては農家の高齢化などによりため池の維持管理が困難となっていることから、農家、非農家にかかわらず、県、市及び県民が一体となって地域ぐるみで保全活動に努める。

- ・ ため池排水施設、堤防の点検、維持管理
- ・ 用・排水路の円滑な流下が確保できるよう堆積土砂除去、除草等の日常管理に努める。

学校・公園・ため池等での雨水貯留に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透機能の導入を推進するため、各施設の調査・検討をすすめている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが管理する学校・公園等の公共施設を利用した貯留施設の整備に努める。 ・当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に亘る維持管理に努める。 ・ため池貯留については、引き続き、貯留に係る整備及び維持管理手法等の検討に取り組む。
	県	—	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透機能もしくは雨水貯留容量を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設、指定貯水施設として指定
	施設所有者・施設管理者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の雨水貯留浸透機能の維持

5-2-2 その他公共施設

その他公共施設は、その規模の大きさから、貯留による流出抑制効果が期待できる。

これら施設は、県民等が利用していることから、計画地域内の市と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、県民の理解と協力を得て流域対策を推進する。

現在、計画地域内において、117 施設のその他公共施設等が存在する。

その他公共施設

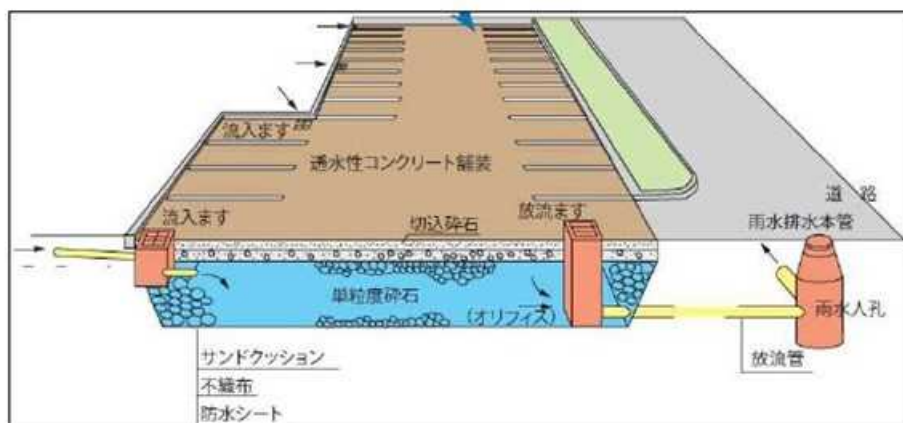
所在市名	施設数（箇所数）	敷地面積（m ² ）
丹波市	115	571,356
篠山市	2	2,300

(1) 雨水貯留浸透機能の備え

庁舎、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置する等により、雨水浸透貯留機能の向上に努める。

県及び市は、雨水貯留浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、自らが管理する庁舎等の公共施設等を利用した雨水貯留浸透施設の整備に努める。

また、雨水貯留浸透施設の整備者と施設管理者が異なる場合は、管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に亘る維持管理に努める。



出典：雨水貯留浸透技術協会パンフレット

雨水貯留浸透（各種施設の駐車場等）

(2) 施設の指定

県は、その施設の規模や浸水被害の発生状況、推進協議会の協議内容等から、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める土地を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定（条例第 22 条）する。

県及び市は、公共施設の新築、改築時には、「指定雨水貯留浸透施設」として指定することを原則とし、指定した場合は、透水性舗装の拡大や地下浸透施設の設置、敷地・地下に雨水を貯留する設備の設置に努める。

(3) 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた建物の所有者等は、その雨水貯留浸透機能の維持管理に努める。

5-2-3 水田

水田は、大雨や台風の際に降った雨を一時的に貯めることにより、一度に流れ出るのを防ぎ、徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減し、地先の安全度を高めるとともに、下流への流出も抑制しており、それらの機能を維持することが求められている。

計画地域内の水田は、河川沿いに広がっているため、貯留による流出抑制効果は重要と考える。

現在、計画地域における基盤整備事業別区域の水田面積は3,282haである。

水田面積

市名	水田面積 (ha)
丹波市	3,171
篠山市	111

出典：国土数値情報 土地利用データ 平成21年

(1) 雨水貯留機能の備え

水田貯留は、集落毎の意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取組等の検討を行い、理解と協力を得た上で推進する。

- ・ 水田排水口へ堰板^{せきいた}を設置する。



水田貯留の例（兵庫県千種川流域「田んぼダム」^{ちくさがわ}）

出典：兵庫県HP

(2) 維持管理

雨水貯留機能を有する水田は、その雨水貯留機能の保全に努める。

- ・ 水田排水施設、あぜの点検、維持管理に努める。

水田での雨水貯留に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼダム導入水田では、耕作等に影響のない範囲で雨水貯留に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田んぼダムの普及・啓発を図るため講習会等を実施している。 ・ 田んぼダム導入水田へは、セキ板の配布支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。

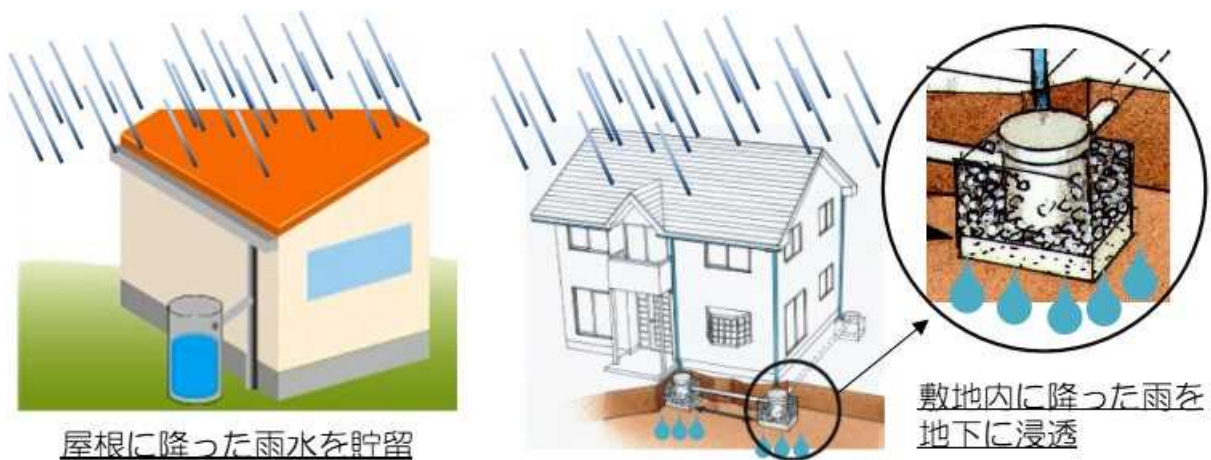
5-2-4 各戸貯留

各戸貯留は、屋根に降った雨水を貯留タンクに貯留する施設で、個々の施設は小さいが、地域で取り組めば雨水の流出抑制効果を高める機能を発揮する。

また、貯留した雨水を、樹木への散水や庭への打ち水などに利用することで、雨水の有効活用を図り、良好な水循環型社会を創出するものである。治水と利水を兼ね備えた効果が期待でき、節水効果が省資源・省エネルギーにも結び付き、地球温暖化防止にも寄与する。

(1) 雨水貯留浸透機能の備え

県民は、雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透枳等の設置を推進する。あわせて、貯留施設については、雨水の流出抑制機能を効果的に発現させるため、大雨の前にタンクを空にするよう努める。



雨水貯留・浸透（各戸）



その他の雨水貯留・浸透の取り組み（左：雨水貯留タンク、右：浸透管・浸透枳）

(2) 県民の取り組みの支援

雨水貯留の取組は、浸水被害軽減にかかる県民の意識を高めるだけでなく、環境への関心を高め、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることから、県及び市は、県民に対し、雨水貯留についての普及啓発を図るとともに、県民の取組を支援する。

(3) 維持管理

雨水貯留浸透機能を現に有する、または、新たに備えた施設の所有者等は、その雨水貯留浸透機能を維持管理するよう努める。

各戸貯留、その他の雨水貯留・浸透の取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の簡易な貯水槽を設置するなど雨水貯留浸透機能を備えるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。 これらの雨水貯留浸透機能を維持する。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 県では平成16年より県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用しており、歩道整備に併せ整備を推進している。 平成23年度に「浸透側溝設置ガイドライン」を策定 平成24年度に「浸透側溝設置ガイドライン」を改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留、浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、啓発活動に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	—	<ul style="list-style-type: none"> 各戸貯留の取組について、検討を行う。
篠山市	市	—	<ul style="list-style-type: none"> 各戸貯留の取組について、検討を行う。

5-3 ダム、ため池の治水活用

計画地域のダム、ため池において貯留量をあらかじめ減じて、一時的に雨水を貯留する容量を確保すれば、流出抑制効果が期待される。

現在、計画地域には、ダムが2箇所ある。また、ため池については5-2-1のとおり、99施設（受益面積0.5ha以上）ある。

ダム一覧

名称	河川	位置	目的	備考
三宝ダム	大谷川	丹波市春日町 上三井庄	洪水調整、水道用水、既得取水の安定化、河川環境の保全等	
栗柄ダム	滝の尻川	篠山市栗柄	洪水調整、水道用水、既得取水の安定化、河川環境の保全等	

5-3-1 施設の活用

(1) 操作の実施

大雨が予想される時は、あらかじめ貯水量を減らす等の適切な措置により、雨水を貯留する容量の確保に努める。

① ダム

平成23年台風12号による紀伊半島大水害や平成24年九州北部豪雨災害など頻発する豪雨災害を踏まえ、県・市が連携して、計画地域にあるダムの利水容量の治水活用について、共同事業者や既得水利権者の協力が得られるよう調整を進める。

② ため池

近年の気象予測技術の進歩を踏まえ、あらかじめ洪水が予測される場合は、稲作など耕作に影響がない範囲で、事前に水位を低下させ、洪水の一時貯留の対策、落水期に池の水位を下げ、台風に備えるなど、対策を検討する。

(2) 操作規程等の策定

貯水施設の機能と効果を最大限に活かしつつ、操作等によって影響を及ぼす関係者間との調整を行うため、県・市・管理者等で全体の体系図を作成し、管理者間の十分な調整・連携を図る。

5-3-2 施設の指定

県は、ため池下流域の浸水被害の発生状況やため池の規模、推進協議会の協議内容等から、貯水量を減じる等の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める施設について、管理者の同意を得た上で、指定貯水施設として指定（条例第27条）する。

5-3-3 維持管理

貯水施設の管理者は、その雨水貯留機能を維持するよう適切な管理に努める。

ダム、ため池の治水活用に関する取組

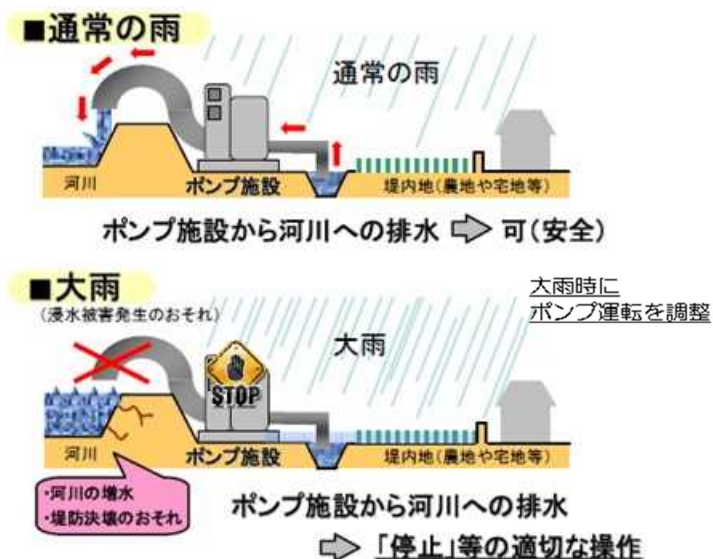
対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作など耕作に影響がない範囲で、ため池の事前放流に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池貯留・事前放流への協力が得られるよう、ため池管理者講習会等で啓発している。 ・ ため池の改修にあわせた事前放流設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。

5-4 ポンプ施設との調整

築堤河川に隣接した内水区域などでは、河川の水位が上昇すると雨水を当該河川へ自然に排水することができないため、下水道管理者等が人為的に雨水を排水するためのポンプ施設を設置して、当該区域の浸水被害を軽減している。

しかしながら、現状では大部分のポンプ施設は、河川水位が上昇し、堤防が決壊する恐れがある場合でも、排水が継続されることから、河川の水位上昇を助長し、堤防が決壊する危険性を高めることが想定される。

このため、排水する河川の増水状況に応じた適切な操作を行う必要がある。



排水ポンプの運転調整

現在、計画地域におけるポンプ施設は3箇所ある。

ポンプ施設

所在市名	施設数 (箇所数)
丹波市	3
篠山市	0

5-4-1 適切な操作

(1) 操作の実施

県の河川管理施設であるポンプ施設や市等のポンプ施設の管理者は、河川が増水し、堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を行う。

(2) 排水計画の策定

ポンプ施設の管理者は、適切な運転操作が実施できるよう操作規則等の「排水計画」を策定する。

なお、「排水計画」の策定にあたって、ポンプ施設管理者と河川管理者が協力して河川増水時における排水ポンプ施設の適切な操作ルールを定める。

5-4-2 施設の指定

県は、ポンプ施設の規模や下流域の土地利用状況、推進協議会の協議内容等から、計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を、所有者等の同意を得た上で、指定ポンプ施設に指定（条例第 32 条）する。

5-4-3 維持管理

ポンプ施設の管理者は、日常からの維持管理に努める。

ポンプ施設との調整に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取り組み	今後の取組
流域圏全域	県	・適切な運転操作が可能 なよう、日常からの維持 管理に努めている。	・計画地域における流域対策に特に 必要と認めるポンプ施設を、所有 者等の同意を得た上で、指定ポン プ施設に指定（条例第 32 条）す る。
丹波市	市	・適切な運転操作が可能 なよう、日常からの維持 管理に努めている。	・今後も継続して実施する。
篠山市	市	・該当無し	・該当無し

5-5 森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等

県は、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させるため、関係機関、森林所有者、地域の県民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。

加えて、県は、平成16年台風災害を踏まえ、森林の防災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を活用し、急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水土保持機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。

さらに、県は、保安林・林地開発許可制度や各種法令の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。

今後とも、県は、森林において豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害を防止するため、平成21年度を初年度とする「第1次山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」を延長し、「第2次山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」、さらに「第3次山地防災・土砂災害対策計画(平成30年～35年度)」として、平成21年台風9号災害、平成26年8月豪雨災害などを教訓に、引き続き治山ダム・砂防えん堤の重点整備及び災害に強い森づくりを総合的に推進している。

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、公的関与による森林管理の徹底、多様な担い手による森づくり活動の推進を基本方針として、「新ひょうごの森づくり:第2期対策(平成24～33年度)」を推進し、人工林に関する“森林管理100%作戦”では、間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、市と連携した公的負担による間伐及び作業道開設を実施するほか、里山林対策においては、手入れされなくなった里山林の再生を行う。

また、防災面での機能を高めるため、「災害に強い森づくり」第2期対策(平成23～27年度)・第3期対策(平成28～32年度)として、以下の整備を推進する。

- ① 緊急防災林整備(急傾斜地や流木・土石流災害が発生する恐れのある渓流域の森林機能強化)
- ② 里山防災林整備(集落等裏山森林の防災機能強化)
- ③ 針葉樹林と広葉樹林の混交整備(高齢人工林の機能強化)
- ④ 住民参画型森林整備

森林面積(当該計画地域内面積)

市名	面積(ha)
丹波市	10,951
篠山市	2,615

出典：国土数値情報 土地利用データ 平成21年

間伐、里山林整備、「災害に強い森づくり」整備実施面積

項目	丹波県民局管内での整備実施面積【H27 累計値】(ha)	丹波県民局管内での整備目標面積【H32 目標値】(ha)
間伐の実施面積	16,712	18,332
里山林の整備面積	1,332	※
「災害に強い森づくり」整備実施面積	3,086	※
合計	21,130	※

注) 丹波県民局管内と計画地域の範囲は異なる。

H32 目標値は丹波地域農林ビジョン 2020 の点検指標を記入(※については、目標値未設定)

「災害に強い森づくり」実施面積(平成18年度～平成27年度)

整備区分	丹波県民局管内実施面積(ha)		合計面積(ha)
	丹波市	篠山市	
緊急防災林	1,422	1,109	2,531
里山防災林	118	192	310
針葉樹林と広葉樹林の混交	34	181	215
合計	1,574	1,482	3,056

出典：平成19年度～平成27年度兵庫県林業統計書

災害に強い森づくりの取組事例

整備区分	概要
<p>緊急防災林整備</p>	<p>(斜面对策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地等のスギ・ヒノキの人工林を対象に、森林の防災機能を高めるため、間伐材を利用した土留工^{どどめこう}を設置するとともに、スギやヒノキの人工林が大半を占める危険渓流域内の森林を対象に、間伐材を利用した土留工を設置する。 <p>(溪流対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した溪流や、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流域の森林を対象に、流木災害の軽減を図るため、危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置などの溪流沿いの整備を実施する。
<p>里山防災林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 倒木や崩壊の危険性の高い集落裏山の森林を対象に、山地災害防止機能等を高めるため、危険木伐採などの森林整備や簡易防災施設の設置等を実施する。
<p>針葉樹林と広葉樹林の混交整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 樹種・林齢が異なる水土保持能力の高い森林に誘導するため、大面積に広がる手入れ不足のスギ・ヒノキの高齢人工林を部分伐採し、その跡地にコナラ等の広葉樹を植栽する。
<p>住民参画型森林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民やボランティア団体等による自発的な集落周辺裏山の森林整備、バッファゾーン整備活動や簡易防災施設・管理歩道整備等を支援する。

森林の保全等に関する取組 (1/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民 所有者又は 使用収益者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続する。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10カ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画（10カ年計画）を推進している。 ・平成18年度から導入した県民緑税を活用し、森林の防災面での機能強化を早期、確実に進めるため「災害に強い森づくり」に取り組んでおり、現在は平成28年度を初年度とする第3期対策（5ヶ年計画）を推進している。 ・「災害に強い森づくり」は、現時点で「緊急防災林整備事業」「里山防災林整備事業」「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」等として実施している。 ・加古川地域森林計画に定める公益的機能別森林区分に基づき森林整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、森林所有者、地域の県民等と連携し、人工林の間伐等を進める。 ・急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導する。 ・保安林・林地開発許可制度を適切に運用し、無秩序な伐採・開発行為の規制等に努める。 ・引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進め森の回復と再生を目指す。 ・更なる展開を図る。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年9月「丹波市森林づくりビジョン」策定 ・林業再生を目指す森づくりとして、森林経営計画に基づく造林事業を推進するため、「施業の集約化、路網の整備、機械化の推進」について支援策を展開している。 ・「災害に強い森づくり」として、「緊急防災林整備事業」「里山防災林整備事業」「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」等を、県と連携し、推進している。 ・木質バイオマスの利用促進として、木質バイオマスチップボイラーの導入や未利用間伐材を活用したバイオマス供給施設の整備支援、高性能林業機械の導入を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源を活かした地域づくりや取組を支援する。 ・森林管理を進めるため、地域単位で森林のゾーニングを支援し、効率的な森林整備のための集約化を促進する。 ・「災害に強い森づくり」事業の更なる展開を図る。 ・今後も継続して実施する。

森林の保全等に関する取組 (2/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い森づくり」として、現時点で「緊急防災林整備事業」「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」等を県と連携し、推進している。 ・平成 27 年 3 月に「篠山市ふるさとの森づくり構想」を策定 ・木質ペレットボイラー及びストーブの導入 ・公共施設の木造、木質化 ・森に関心のある子どもをはぐくむ（木育キャラバンの開催等）木育を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強い森づくり」事業の更なる展開を図る。 ・今後も継続して実施する。

5-6 (参考) 山地防災・土砂災害対策

平成 21 年 8 月台風第 9 号や平成 26 年 8 月の豪雨では、山腹崩壊等による土石・流木の流出が下流部にも被害を発生させた。一方、治山ダム・砂防えん堤設置箇所では土砂・流木が捕捉され、治山・砂防施設には被害を大幅に軽減する効果があることが再確認された。また、緊急防災林整備では、間伐木土留工等の設置による土砂などの流出抑制効果があることも確認された。

このように山地防災・土砂災害対策は、山地や森林を保全することにより、水源かん養機能などを維持し、土砂流出による下流河川の流下能力低下を抑制する効果もあるため、総合治水対策と平行して取組を進めていく。

平成 21 年台風 9 号災害を教訓とした「第 1 次山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画」(H21～25)では、治山ダム・砂防えん堤の重点整備と災害に強い森づくりを総合的に推進してきた。引き続き土砂災害から人命を守ることを目的に、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画」(H26～30)により取組を継続、さらに平成 26 年 8 月豪雨災害を受け、平成 27 年 3 月には計画を拡充するなど、事業推進を図る。

6 減災対策

6-1 浸水が想定される区域の指定

県は、県が管理する河川について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、市は、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

県は、浸水想定区域図を関係市に通知し、市は、防災マップの作成・周知を行う。

浸水が想定される区域の指定に関する取組（1/2）

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害・避難に関する情報を把握するよう努める。 ・ また、自らの安全を確保するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ CG ハザードマップの整備を進め、県民への情報提供を行ってきた。 ・ これまでに水位周知河川（竹田川）など全ての県管理河川で河川の計画の基本となる降雨での浸水想定区域及び過去の浸水実績情報を CG ハザードマップに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して情報提供を行うとともに、想定最大規模降雨^{※1}による洪水浸水想定区域を追加して、CG ハザードマップの充実を図る。 ・ 災害対策基本法及び水防法の平成 27 年改正を受けて、洪水予報河川^{※2}及び水位周知河川^{※3}において想定し得る最大規模の洪水に対応した浸水想定区域を作成する。併せて、今後も洪水時家屋倒壊危険ゾーン^{※4}を設定することにより、市が行う避難勧告の水平避難・垂直避難の絞り込み等に資する。 ・ 平成 34 年度までに竹田川等の水位周知河川において想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を目標とし、その他全ての県管理河川についても順次作成する。

※ 1） 想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）：平成 27 年の水防法等の一部改正により加わった考え方による、従来の「計画規模の降雨（河川整備の目標とする降雨）」より規模の大きな降雨量であり、過去に観測された最大の降雨量等から求められる想定し得る最大規模の降雨量。

想定最大規模降雨の降雨量は、当該河川における降雨だけでなく近隣の河川等でも同じように発生すると考え、日本の降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定することを基本としており、水防法に係る国土交通省令で定める地域別、面積及び降雨継続時間別の基準等から求められる当該域での想定し得る最大規模の降雨量。これが年超過確率 1/1000 程度の降雨量を下回る場合は、年超過確率 1/1000 程度の降雨量を想定し得る最大規模の降雨量とする。なお、従来の計画規模の降雨（河川整備の目標とする降雨）の場合、竹田川流域圏では年超過確率 1/30～1/100 程度となる。

※ 2） 洪水予報河川：流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害が生ずるおそれがあるものとして、水防法に基づき指定された河川で、洪水のおそれのあるときは、水位や流量を示した洪水予報が発表される。（県内では、加古川や武庫川などの河川が指定されている）

※ 3） 水位周知河川：洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害が生ずるおそれがあるものとして、水防法に基づき指定された河川で、洪水特別計画水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して周知等される。（県内では、竹田川や篠山川などの河川が指定されている）

※ 4） 洪水時家屋倒壊危険ゾーン：想定し得る最大規模の降雨が降り、堤防が決壊等した場合に、建物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域

浸水が想定される区域の指定に関する取組 (2/2)

対象市域	実施主体	これまでの取り組み	今後の取り組み
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年に作成した「丹波市防災マップ」を平成 28 年度に更新し、平成 29 年度に全戸配布した（平成 26 年 8 月丹波市豪雨災害での実績浸水深、土砂等流出箇所、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）などを追加表示） ・市の防災マップを参考として自治会毎に洪水浸水想定区域や危険箇所、避難経路、市民に伝え引き継ぐこと等を示すハザードマップの作成を実施している。 ・平成 26 年 8 月丹波市豪雨災害の被害状況や復旧の記録等を伝えるため、災害復旧した現地にパネルを設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成したハザードマップに基づいた避難訓練等を通じて検証を進めると共に定期的にマップ更新を促進する。 ・WebGIS の導入を検討し、消防団や自主防災組織などとの連携、道路の不通状況や水位の状況など、現場の新鮮な情報を瞬時に収集・伝達する効果について、研究を進める。 ・平成 16 年の台風 23 号による災害を教訓とし、その適正な情報管理と啓発活動への活用、市民への周知徹底による後世への継承を図るとともに、災害の未然防止対策を確立し、市民への周知を図る。 ・水害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。 ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された場合は、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会での防災マップづくりにおいて、浸水実績を浸水想定と併せて表記することにより、過去の浸水被害を将来へ引き継ぐことをおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組を全自治会に広げている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会での防災マップづくりの中での防災学習会において、浸水被害の恐ろしさをビデオ等でわかりやすく説明し、認識させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域や避難に必要な事項等を県民に周知するため、「篠山市防災マップ」を平成 24 年に作成・配布し、平成 28 年 4 月に更新・全戸配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、県と協力してこの防災マップを用いた研修会等を実施して県民の被害軽減に努める。 ・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成された場合は、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から「いのちを守る防災マップづくり事業」の中で各自治会ごとのマップを順次作成しており、県民自らの判断で避難できる体制づくりを進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。

6-1-1 浸水想定区域図等の作成、周知

県は、全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図を作成することとしており、これまでに水位周知河川（竹田川）など全ての県管理河川で河川の計画の基本となる降雨での浸水想定区域を示してきたが、水防法の改正を受け、想定し得る最大規模降雨での洪水浸水想定区域についても作成していく。すでに作成済の浸水想定区域図についても、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更など必要と認められる場合には適宜見直しを図るとともに、市に提供する。

また、洪水浸水想定区域図及び過去の浸水実績情報を「兵庫県 CG ハザードマップ[※]（地域の風水害対策情報）」に掲載し、県民への周知に努める。



CG ハザードマップ（丹波市市島町付近） 出典：県 HP より

※）CG ハザードマップ：県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がよりの確に行動できることを目指して、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所など）や避難に必要な情報などを記載した「CG ハザードマップ」を作成し、平成 17 年 8 月から県のホームページで公開している。

6-1-2 防災マップの作成・配布

市は、県から提供された「洪水浸水想定区域図」や「土砂災害警戒区域図」などをもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「防災マップ」を作成・配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。

また、県は、市における防災マップの作成が円滑に行われるよう、情報提供等の支援を行うことを検討する。

県はCGハザードマップで整備してきた情報を今後も継続して公開していくが、市はこれらの活用方法について検討し活用する。また、内容については適宜見直す（平成23年度には、平成23年台風12号及び15号の浸水実績等、市からの提供情報を反映）とともに、より県民理解を高める他の方法を検討する。

6-1-3 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市は、過去の災害を忘れないために、実績浸水深を公共施設等に明示することに努めるとともに、浸水実績がない、あるいは不明の場合には想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージするための一助とする。

県及び市は、地先での実績浸水深あるいは想定浸水深の簡易な表示方法についても今後検討していく。

また、防災マップを活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、県民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努める。




6-2 県民の情報の把握

行政の「知らせる努力」と、地域の県民の「知る努力」が相乗して、はじめて提供する情報が生きることから、県民は、県や市から発信される防災情報を把握し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

県及び市は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、県民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット^{※)}」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。



防災ネットから届く、各種情報メールのサンプルを掲載しております。

 神戸市から緊急情報が配信されました。 【送信時間】 2008-06-15 09:00:00 【タイトル】 神戸市〇〇区〇〇地区に避難勧告が発令されました 詳細は下記のアドレスをクリックしてください。 http://bosai.net/*****	 10月16日 14時00分 兵庫県の気象警報情報が発表されました。 <警報発令> *印は新たに発令された警報を示します。 神戸市:大雨 洪水 波浪* 尼崎市:大雨 洪水 波浪* <警報解除> 西宮市:暴風 芦屋市:暴風 以上の発表がありました。 河川の増水にご注意ください。	 9月30日 08時0分 津波情報(津波予報)が発表されました。 淡路島南部に津波注意報が発表されました。
--	--	--

ひょうご防災ネットのイメージ

出典：防災ネットPC版HPより

※) ひょうご防災ネット：ラジオ関西が構築した携帯ホームページネットワークで、携帯電話のメール機能を利用して、気象警報や河川情報、避難情報、災害情報等の緊急情報を登録者に直接配信システム。(ひょうご防災ネット URL <http://bosai.net/>、PC 版 URL：<http://bosai.net/regist/>)

各種防災情報の入手方法の啓発に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害・避難に関する情報を把握するよう努めている。 ・ また、自らそれぞれの安全を確保するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話のメール機能、ホームページの機能を利用して、県民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」を提供している。 ・ CGハザードマップの活用などの出前講座を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・ 今後も継続して実施する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度から自治会長等を対象に、パソコンを用いてCGハザードマップの活用方法を学習する「防災情報活用研修会」を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「丹波市防災メール」の登録推進として、幼小中学校（保護者宛通知）、市広報やホームページへの掲載や、各種防災訓練でちらし配布を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の伝達手段である防災行政無線、有線放送等による迅速な伝達につとめている。 ・ 「デカンショ防災ネットメール」への登録促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。

6-3 防災情報の伝達

県は、水防活動や避難行動が的確に行われるように、水防情報など必要な情報の伝達体制を維持、充実するとともに、適切に関係する市等へ情報伝達を行う。また、雨量や河川水位などの情報を県のホームページ等で発信する。

市は、地域防災計画への反映やフェニックス防災システム端末の増設など、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。また、県民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を図る。

県民は、情報を把握するとともに、自らの安全の確保に努める。

避難情報等の伝達に関する取組 (1/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努めている。 ・ 他の地域の県民に、把握した情報を提供するよう努めている。 ・ 自らの安全を確保するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県ホームページや地上デジタル放送等を通じて情報発信 ・ 河川監視カメラによりリアルタイムの河川情報をホームページを通じ情報発信 ・ 水防活動を支援するため、氾濫予測情報等を市等の防災機関へ情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の平成26年改定を受けて、氾濫危険水位を実際に危険箇所が越水するまでに避難完了できる水位に見直し、平成29年度から運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も必要に応じ見直しを継続する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年出水期までにホットライン^{※1}を構築している。 ・ 平成29年出水期までに水害対応タイムライン（避難勧告発令型）^{※2}を作成している。 ・ この他、毎年、出水期前に開催している水防連絡会を活用して連絡体制を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、出水期前に開催している水防連絡会等を通じホットラインの連絡体制を確認する。 ・ 毎年、出水期前に開催している水防伝達演習等を活用して水害対応タイムラインを検証する。 ・ 今後も継続して実施する。

避難情報等の伝達に関する取組 (2/2)

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・既に市内全域に同報系防災行政無線設備（戸別受信機含む）が整備済みであるが、デジタル化基本計画に基づき計画的にデジタル化に向けた設備更新を行ってきている。 ・TVのデータ放送や市のホームページを使用して災害情報を提供している。 ・消防団員（水防団員）には水防警報等（火災指令含む）を含む独立したメール配信のしくみを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度までに、デジタル化に対応した戸別受信機等含めた設備更新を図る。 ・文字情報による情報配信を今後も継続する。 ・災害時の電話利用が著しく困難な場合に対処する非常通信体制の整備充実に努める。 ・平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。 ・消防団員（水防団員）へのメール配信については今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地域内の各戸には防災行政無線を設置済である。 ・水害を想定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の緊急情報システムの統合化に向けた検討を行う。 ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」については、兵庫県の新ガイドラインを参考に内容を見直していく。

※1) ホットライン：洪水時において、河川管理者が市町長等へ直接河川情報を伝達する手段のことを言い、市町長が避難勧告等の発令を判断するための支援として有効な取組である。

※2) 水害対応タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害発生時に発生する状況を予め想定し共有した上で「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列的に整理した計画である。

6-3-1 雨量・水位情報

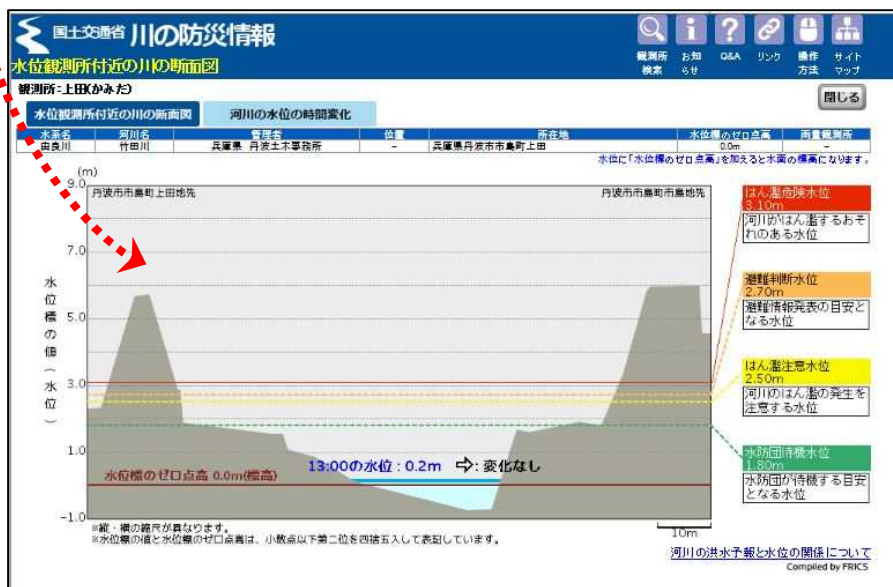
県は、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県のホームページ「兵庫県 CG ハザードマップ(地域の風水害対策情報)」や、地上デジタル放送等を通じて発信する。



兵庫県CGハザードマップ

URL : <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

クリックすると県内各地の雨量、河川水位が見られます。



河川水位のリアルタイム観測情報例 (川の防災情報)

6-3-2 河川監視画像（インターネット・ケーブルテレビ）

洪水により甚大な被害が予想される個所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部などに河川監視カメラを設置しその画像を県民や市へ配信しリアルタイムに河川情報を提供することにより早期警戒避難を支援する。

現在、計画地域には、丹波市市島町上田に1箇所整備されている。



兵庫県河川監視システム

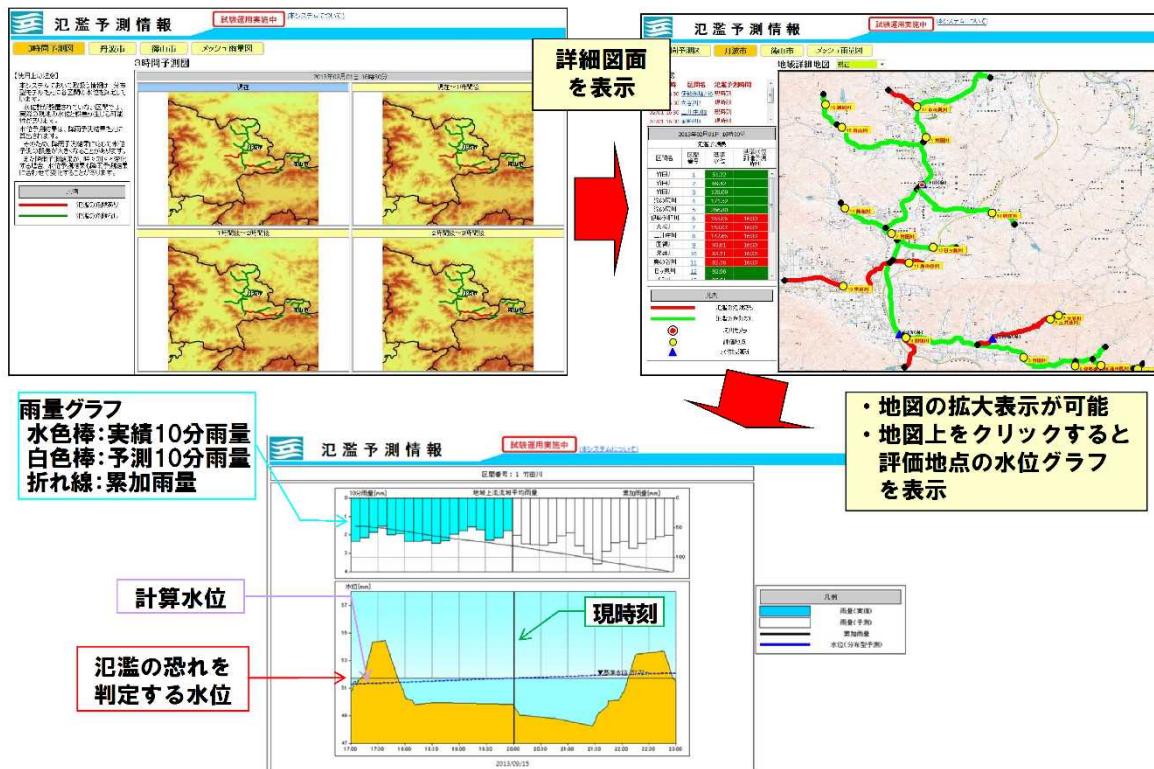
URL : <http://www.rivercam.info/tanba/>

6-3-3 氾濫予測情報

県は、市が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として「フェニックス防災システム[※]」を通じ、氾濫予測情報等を市等の防災関係機関に提供している。

「氾濫予測システム」は、気象庁の降雨予測データをもとに氾濫のおそれの有無を判定するものである。具体には、数キロ毎に分割された各区間の代表断面の1,2,3時間後水位が氾濫危険水位相当に達すると予測されると赤く表示される。これにより、避難勧告等を発令する範囲をある程度特定することが可能になるなど、市の避難判断を支援する。

市は、フェニックス防災システムを通じて、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。



氾濫予測の例

※) フェニックス防災システム：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて整備されたもので、地震災害だけでなく、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システムで災害情報や気象・水象観測情報の収集・提供、洪水等の予測情報を防災関係機関に提供し、迅速で的確な初動対応を支援するものである。県の関係機関をはじめ、市、消防機関、警察、自衛隊、ライフライン事業者等に防災端末を設置して、関係機関との連携を強化するとともに、情報の共有化を図っている。なお、フェニックス防災システムは防災端末での閲覧となるため一般には公表はされていない。

6-3-4 防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、市ホームページ等

市は、県民が避難行動等を適切に判断できるよう、詳しくわかりやすい気象情報や避難勧告・避難指示等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット放送局「ひょうごチャンネル」、市のホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。

6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

県及び市は、防災リーダーの育成や防災マップの作成など、県民が浸水被害対策の重要性等を認識できる機会を提供する。

県民は、災害時に的確な避難ができるよう、自主防災組織[※]等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取組を進める。

6-4-1 人材の育成、防災教育の推進

県及び市は、県民、企業、NPO 等の団体が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座や防災に関する出前講座等を実施し、防災の担い手の育成に努める。

また、学校等の教育機関等と連携して防災教育の推進に努める。

受講者募集

平成29年度 ひょうご防災リーダー講座

この講座は、地域防災の担い手となるリーダーの養成講座です！！
今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、
より実戦的な防災講座を開講します

我々は、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大災害を決して忘れてはならない！！

1995年1月17日(火)午前5時46分 阪神・淡路大震災 発生	2011年3月11日(金)午後2時46分 東日本大震災 発生
-------------------------------------	-----------------------------------



2016年4月14日(木)午後9時26分
熊本地震 発生



募集・申込み締切
平成29年9月28日 必着

兵庫県

ひょうご防災リーダー講座

人材育成に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から地域防災力の向上をねらいとして、県広域防災センターにおいて「ひょうご防災リーダー講座」を開催し、人材の育成に努めている。 ・丹波地域では、平成24年度・平成28年度に「丹波地域ひょうご防災リーダー講座」を開催。また平成25年度から毎年、同リーダー等のフォローアップ講座を開催し、地域における防災の担い手の更なる育成に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成するため、今後も継続して実施する。
	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等へ防災教育等に関する出前講座などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。 ・県は小学校の防災教育等に活用できる、総合治水を題材とした映像ソフトを制作して小学校へ提供する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災リーダー講座受講時のテキスト代を補助すると共に、自主防災組織から推薦され講座受講された場合は、交通費等の費用の一部を助成している。（自主防災組織育成助成） ・講座受講者で構成される「丹波市防災会」（任意団体）への加入推進を図り、受講後におけるスキルアップ研修等の機会を創出するしている。 ・小中学生を対象とした丹波市防災副教材「心つなぐ」を作成し防災教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災リーダー講座受講に係るテキスト代及び防災士資格取得に係る費用の一部を補助することで、地域防災リーダーを育成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。

6-4-2 研修の充実

県及び市は、行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。

また、県及び市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。

研修の充実に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づく職員行動マニュアルを作成し、初動時の役割を明確にする等、迅速な災害対応を行えるように努めている。 ・災害発生時の初動時に、迅速かつ的確に対応できるよう災害対策地方本部設置訓練を実施し、災害対応能力の向上に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に基づき、災害対策本部等における職員配備表の作成を行った上で、職員災害時初動マニュアルを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容の充実を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上を図り、防災専門職員の養成に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定めている項目等を職員に分かりやすくコンパクトにまとめた防災対策マニュアルを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も内容の充実を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する講習会・講演会を実施するとともに、関係機関等が開催する研修等への積極的な参加を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して実施する。

6-4-3 自主防災組織の結成推進や活性化

市は、計画地域の自主防災組織[※]の結成推進や活性化に取り組む。

県は、地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練などの取組を支援する（ひょうご安全の日推進事業助成制度）。

**－1.17は忘れない－「伝える」「備える」「活かす」
震災の経験と教訓を発信する事業を支援します！**

ひょうご安全の日推進事業

H29年度 助成事業のご案内



「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、県民グループ、地域団体など県民の皆さんによる、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し安全・安心な社会づくりを推進するため、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を発展していく事業を支援します。

平成29年度は、同条例の成立を受けて、災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取組みを支援するため、2つの新規事業の創設と実践活動事業の拡充を行いました。

【1】地域事業・全県事業
NPO、ボランティア団体、実行委員会などによる震災の経験や教訓の継承・発信、今後の災害に備えた安全・安心な地域づくりなどの活動に助成します。

募集期間	事業開始月	申請期間
第1期	平成29年4月～平成29年7月	3月1日～3月15日
第2期	平成29年8月～平成29年11月	6月1日～6月15日
第3期	平成29年12月～平成30年3月	9月15日～9月29日

【2】実践活動事業
地域団体や学生グループ、地域団体と連携した学校や企業による実践的な防災訓練、防災学習など次なる災害に備える実践的な活動に助成します。避難行動要支援者の個別計画・地区防災計画・避難所自主運営マニュアルを策定した地域団体には助成の特例があります。

【3】個別計画等策定事業
地域団体による避難行動要支援者の個別計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定する活動に助成するとともに、計画等策定支援専門家を派遣します。

【4】感震ブレーカー設置・家具固定推進事業
地域団体による避難行動要支援者世帯に対する感震ブレーカーの設置や家具の固定の推進を図る活動に助成します。

【2】～【4】共通

募集期間	事業開始月	申請期間
通年	平成29年4月～平成30年3月 ※【2】（計画等策定済団体の特例のみ）、 【3】及び【4】は平成29年5月～	事業開始*月の前月5日まで 【注意】5日が土日・祝祭日の場合は、 その前日まで *事業開始には、準備期間を含む

お問い合わせ・資料請求先
【ひょうご安全の日推進県民会議事務局】〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1(兵庫復興支援課内)
TEL(078)362-9984 FAX(078)362-4459
【申請窓口】申請書は事業を実施する地域を所管する県民局、県民センターの防災担当課へ提出してください。

詳しくは、webサイトをご覧ください
ひょうご安全の日推進事業助成金



スマートホンの方は、
こちらのQRコードからどうぞ

ひょうご安全の日推進県民会議

ひょうご安全の日推進事業助成制度

※) 自主防災組織：災害対策基本法第5条2において規定されている、地域の県民による任意の防災組織である。自分、家族、隣人、自分たちの町を自らが守るという県民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である。

自主防災組織の結成推進に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織未設置自治会へは標準規約等を提示し、組織化の促進を行っている。（組織率 77%、230 組織） 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動支援、維持に今後も取り組む。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全 261 の自治会を自主防災組織として位置づけ、災害時の円滑な防災活動の推進のため、災害の少ないまちづくりを目指し、各自治会で取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会が主体的に減災活動を行うことができ、災害の少ないまちづくりのため自治会が行う防災訓練や学習会に支援を行う。また、災害時要援護者の避難支援体制の近隣住民同士での構築などに取り組む。

6-4-4 防災マップの一層の利活用と県民の知識の啓発

県及び市は、作成した防災マップの利活用を図り、県民が被害に遭わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。

市は、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域の県民自らの手で地図に記載するマップの導入を推進する。



手作りによるマップの作成状況(丹波市春日地区)

防災マップの一層の利活用と県民の知識の啓発に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県・市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災や総合治水に関する知識や取組について、広報誌やイベント等を通じ啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丹波市防災マップの記載情報を基に、平成 22 年度から自治会毎の手づくりによるハザードマップを作成 (H25.6 末で市内全自治会のマップ作成が完了) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的にマップ更新を行っていくように指導を行う。(更新支援) ・ 随時、県民からの意見や情報を加筆していくように指導を行う。 ・ 作成したハザードマップの検証作業を含む風水害を想定した避難訓練の実施促進。(訓練計画の提示)
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会毎の防災マップを作成 (H25.3 末で計画地域内のマップ作成が完了) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、他地域へ拡大するとともに作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。 ・ 地区別の防災マップの作成後、一枚の防災マップにまとめ、全ての情報が載ったマップを自治会の世帯数に相当する枚数を提供する。 ・ 自治体がまとめたマップを基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資器材の点検を行う。

6-5 浸水による被害の軽減のための体制の整備

浸水による被害を軽減するためには、浸水による被害の発生にかかる情報の伝達を適切に行うことができる体制を整備しておく必要が重要である。

市は、洪水時には各市が定める水防計画に基づき、水防活動を行うこととなるが、少子高齢化や過疎化により水防体制の弱体化が懸念されることから、災害モニター制度の活用などにより情報収集に努めるとともに、河川やため池等の巡視、点検等が、迅速に行えるような体制づくりに努める必要がある。

また、計画地域が超高齢社会[※])であることや豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、避難所への避難経路の設定に際しては、危険箇所を避けて設定するとともに、一律に指定避難所へ避難するのではなく、垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も選択肢に含めて、避難体制を整備することが重要である。

計画地域の関係市における 65 歳以上の割合

市名	65 歳以上の割合 (%)	
	2010 年度	2015 年度
丹波市	28.8%	32.3%
篠山市	28.6%	32.6%

(平成22、27年国勢調査より)

※) 超高齢社会：高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が 21%を超える社会をいう。

6-5-1 水防活動への支援

水防活動への支援に関する取組の推進に取り組む。

水防活動への支援に関する取り組み

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県・市	<ul style="list-style-type: none"> 県、市、関係機関による水防連絡会での情報共有や連携強化、県水防計画の点検見直しなど、水防活動に備えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が実施する防災訓練に年間延べ100回程度（休日、夜間に関わらず）の出前訓練等（各種防災講話を含む）を実施している。 自主防災組織における備蓄資機材等の購入費助成を行っている。（年1回、補助率8/10、80,000円上限） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。 丹波市防災会（H24.6設置/任意団体）の協力を得て自主防災組織の防災訓練支援を行う。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行うなど、自助に関わる活動に対して積極的に支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も地域の防災訓練時には防災物資の無償提供などの支援を行う。 自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域県民の参加に努める。 自主防災組織における自主防災計画の策定を推進・支援するため、「自主防災計画作成指針」を作成する。

6-5-2 広域的な避難を含めた避難先の指定等

県は、県民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。市は、隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互に活用することについて検討を進める。また、市は避難経路等を屋外に表示し、県民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。

現在、計画地域には避難所が37箇所存在する。なお、避難所には、それぞれの目的に応じた種別があることを踏まえ、減災対策に取り組む。

避難所施設数

市名	施設数
丹波市	34
篠山市	3

広域的な避難を含めた避難先の指定等に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 市における避難所の管理・運営や対策の充実を支援するため、県では避難所管理運営指針(平成13年3月策定、平成25年度改訂)の改訂等を行っている。 災害発生時の避難所等におけるトイレ対策の手引き(平成26年4月)を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組む。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市指定の避難所については、丹波市防災マップ(各戸配布)で周知した上で、自治会毎に作成する手づくりハザードマップでは、自治会毎に任意で設置する一次避難所へ、市からの避難勧告等に関わらず自治会独自に決めたルールに基づき自主避難が行われるように周知している。 平成28年度に緊急避難所の指定及び避難所の見直しを実施 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 府県を越えた近隣市町間での相互応援体制を構築できるように協議を継続 避難所の見直しに伴った看板の更新 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を継続的に確認、検討
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の入り口に避難所表示看板を多言語で設置している。 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。 水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を継続的に確認、検討

6-5-3 共助の取組の推進

市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で県民同士が助け合う取組の推進に努める。

また、計画地域内には、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設が複数点在しており、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう施設管理者に促すなど、取組を推進する。

共助の取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の県民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努めている。 その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き努める。
	県	<ul style="list-style-type: none"> 市や地域における災害時要援護者の取組を進めるため、災害時要援護者支援指針（平成29年9月改訂）などの作成、改訂を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取り組む。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から災害時要援護者避難支援制度に取り組み、現在1,500人程度の個別避難支援計画を作成済み（自治会への手挙げ申し出制度） 毎年、既登録者における状態変更等による更新作業と新規登録推進を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正内容に基づき、要援護者台帳整備に努め、制度の充実を図る。 一人ひとりの災害時要援護者に対し、複数の避難支援者を定めるなどの避難支援計画の作成に努める。 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を促す。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者台帳を作成し、地域で要援護者の避難支援を行える体制づくりの構築に向けて取り組んでいる。（約750人の個別避難支援計画作成済） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から要援護者ごとの個別支援計画を策定し、左記の避難支援の体制を強固なものにするための取組を進めている。 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練を促す。

6-5-4 協定締結に関する取組

大規模水害時には、各市だけでの復旧は困難であり、国、県、市等に応援要請を行うことが必要となる。このため、市は災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう平時から応援協定の締結や民間事業者等との幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

民間事業者等との協定締結に関する取組

対象市域	実施主体	現在のこれまでの取組	今後の取組
丹波市・篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 5 月に京都府 4 市 1 町（福知山市・綾部市・亀岡市・南丹市・京丹波町）と兵庫県 2 市（篠山市・丹波市）で構成する大丹波連携推進協議会の枠組みを生かして、府県域を超えた災害時相互応援協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市内の社会福祉施設等と協定を結び、災害時要援護者の緊急時一時避難受入をお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き協定の継続を行う。 新規設置施設への協定締結に向けての協議 地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から市内の店舗、工場、事業所やボランティア団体等との防災協力体制を構築するため、独自に平成 18 年度に「篠山市防災協力事業所登録制度」を創設し、官民一体となって地域防災力の向上に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「篠山市防災協力事業所登録制度」が災害時に活かされるよう、登録事業所の充実、市民への公表、連携強化を行う。 民間事業所等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓蒙活動に備える。

6-6 訓練の実施

県及び市や防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県及び市は、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

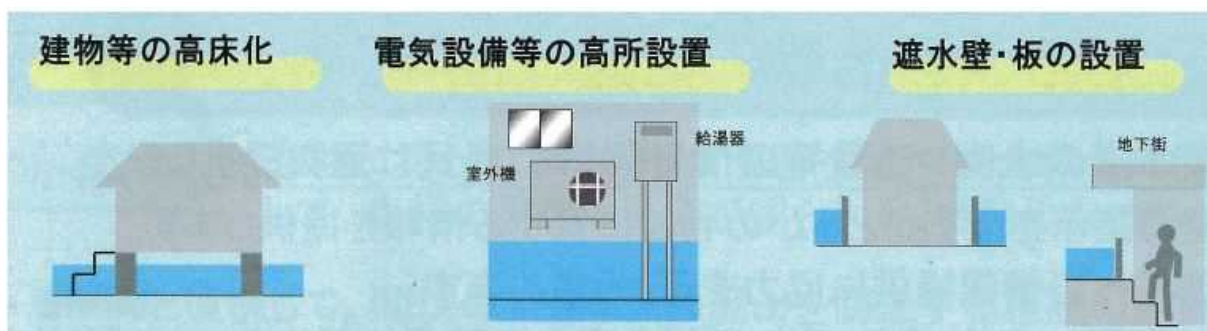
情報共有と防災訓練の実施に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 毎年増水期前に県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を実施し、水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し連携強化に努める。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、自治会を母体とする自主防災組織が実施する防災訓練を継続して支援し、その中で風水害等を想定した避難訓練、水防訓練等を実施している。また、毎年2月頃には、小学校区を対象とした総合防災訓練も実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、水害と土砂災害を想定した総合防災訓練を実施している。また、地区自治会長会、まちづくり協議会が行っている防災訓練にも支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。

6-7 建物等の耐水機能

県民は、敷地の地形の状況や市が配布する防災マップを確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月、兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県及び市は、地域防災計画に定める防災拠点施設や避難所に浸水が見込まれる場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。また、県は、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認め、所有者等の同意を得られた建物等を指定耐水施設に指定（条例第 45 条）し、指定耐水施設となった建物所有者は耐水機能を備え、維持するよう努める。



耐水機能の主な例

建物等の耐水機能を備えるための取組

対象		これまでの取組	今後の取組
流域圏 全域	県	<ul style="list-style-type: none"> 県内中小企業等を対象とした浸水対策を含む防災設備促進貸付の融資制度の周知等による推進 	<ul style="list-style-type: none"> 減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
丹波市		—	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎、春日庁舎、各支所、消防本部・消防団における浸水防止等の対策 防災拠点施設等の改築計画がある場合は浸水対策について検討する。
篠山市		—	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所がある場合は検討する。

6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された共済制度である「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、被災後の住宅及び家財の再建を支援する仕組みであり、特に住宅再建共済は県全体の加入率が9.4%（平成29年3月31日現在）に対し、計画地域の市の加入率は近年、平成16年、平成21年、平成25年、平成26年と災害が重なり、地域の県民の災害に対する意識が高いこともあり、13.7%と県全体より高い。

今後も、県民は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入に努め、県及び市は加入促進に努める。

自然災害から「住まい」「家財」を守る
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで申請以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊（被害割合10%以上の20%未満）も給付対象とする制度（一部損壊特約）が平成29年8月1日からスタートします（加入申込は4月から受け付けています）。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度
年額5,000円で
最大600万円の給付

県内に住まいの方の
家財再建共済制度
年額1,500円で
最大50万円の給付

さらにオンラインで
住宅再建共済制度にも加入でもっと安心!!

住宅再建共済制度（一部損壊特約）
年額500円で補修時等に25万円の給付

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に達しない被害を受けた場合についても、家財再建共済を給付することが出来るよう制度を改良いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊被害割合10%以上20%未満について、年額500円の負担で、家財再建共済25万円を給付する制度が平成29年8月1日からスタートします。

安心を 共に育む フェニックス共済

区分	住宅再建共済制度		家財再建共済制度	
	加入戸数 (戸)	加入率 (%)	加入戸数 (戸)	加入率 (%)
丹波市※	2,890	14.4	865	4.2
篠山市※	1,724	12.8	506	3.5
合計 (2市)	4,614	13.7	1,371	3.9
全 県	167,028	9.4	51,263	2.5

※計画対象流域外の加入者も含んだ戸数
(平成29年3月31日現在)

浸水による被害からの早期の生活の再建に関する取組

対象市域	実施主体	これまでの取組	今後の取組
流域圏全域	県	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の加入促進に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
丹波市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口にはパンフレットを配置するとともに、各自主防災組織等が開催する防災訓練等の際に、パンフレット等を配布し、加入を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して実施する。
篠山市	市	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口にはパンフレットを配置するとともに、自治会長、まちづくり協議会が実施する防災訓練等の際に、パンフレット等を配布し、加入を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県等が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、この共済への加入広報活動に努める。

7 環境の保全と創造への配慮

河川対策を実施する際には、「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、“安全ですこやかな川づくり”“流域の個性や水文化と一体となった川づくり”“水辺の魅力と快適さを生かした川づくり”という基本理念のもと、生態系、水文化・景観、親水にも配慮した河川整備を実施する。

加えて、「生物多様性基本法」に基づき、平成 21 年 3 月に策定した「生物多様性ひょうご戦略」や「ひょうごの川・自然環境調査[※]」の結果を踏まえて、河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

また、森林や水田・ため池などを対象とした流域対策を実施する際にも、これらの自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

7-1 竹田川流域

7-1-1 動植物の生活環境の保全・再生

沿川は道路、宅地、農地等に利用されているため、河道内に多様性の高い生物の生息・生育環境が限定されている。

このため、河川整備に際しては、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息環境や、全国的にも絶滅の危険が増大しているオグラコウホネ等の植生の生育に配慮するとともに、周辺環境と調和した河川環境の整備と保全を図る。具体には、人工的な改変を極力抑え、河川環境に与える影響が極力小さくなるよう努めるものとし、工事施工に際しても、河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、魚類の産卵場所や生息場所の保全、移動の連続性の確保など良好な自然環境の整備と保全に努めるものとする。



オイカワ



オグラコウホネ

※) 「ひょうごの川・自然環境調査」：生物にとって重要な環境要因と生物との対応関係を明らかにし、人と自然が共生する川づくりを効果的に推進するための基礎情報として活用していくことを目的として、兵庫県が県下 14 水系を対象に、平成 14 年度から進めている調査。

7-1-2 良好な景観の保全・創出

竹田川圏域の河川は、良好な親水空間が形成されている竹田川の丹波市市島町の市街地に整備された桜堤や、黒井川の桜並木、また、神秘的な趣をなしている滝の尻川の不動の滝など、地元の人々に親しまれ、安らぎを与えている。

「由良川水系河川環境管理基本計画（平成元年）」において「田園景観と河川景観の調和」がテーマとして位置付けられていることから、地域の豊かな自然と伝統文化、街並み景観等の地域の諸資源を活かしつつ、うるおいとやすらぎに満ちたさわやかな河川空間を保全するとともに、日本のふるさとを思わせる河川景観を保全する。

7-2 その他の河川

7-2-1 人と自然が共存する川づくり

平成8年5月に策定した「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に掲げた、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水の4つの基本理念を踏まえ、「人と自然が共生する川づくり」に取り組む。

4つの基本理念

- ・ 安全ですこやかな川づくり
- ・ 自然の豊かさを感じる川づくり
- ・ 流域の個性や水文化と一体となった川づくり
- ・ 水辺の魅力と快適さを活かした川づくり

7-2-2 河川の総合的な保全と利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現在の河川水の利用状況を踏まえて震災などの緊急時には、河川水の利用が図られるように配慮する。

河川流域及び関連する地域の水循環を考慮し、関係機関との連携のもと、広域的・総合的な取組により、流水の正常な機能の維持・改善に努めていく。

河川の水質については、今後も関係機関と連携し、地域住民へ水質改善に関する啓発活動を行う等の施策を推進することにより、さらなる改善が図られるよう、広域的かつ長期的な対応に努める。

今後も動植物の生息環境等についてモニタリング調査を行い、河川環境の把握に努める。

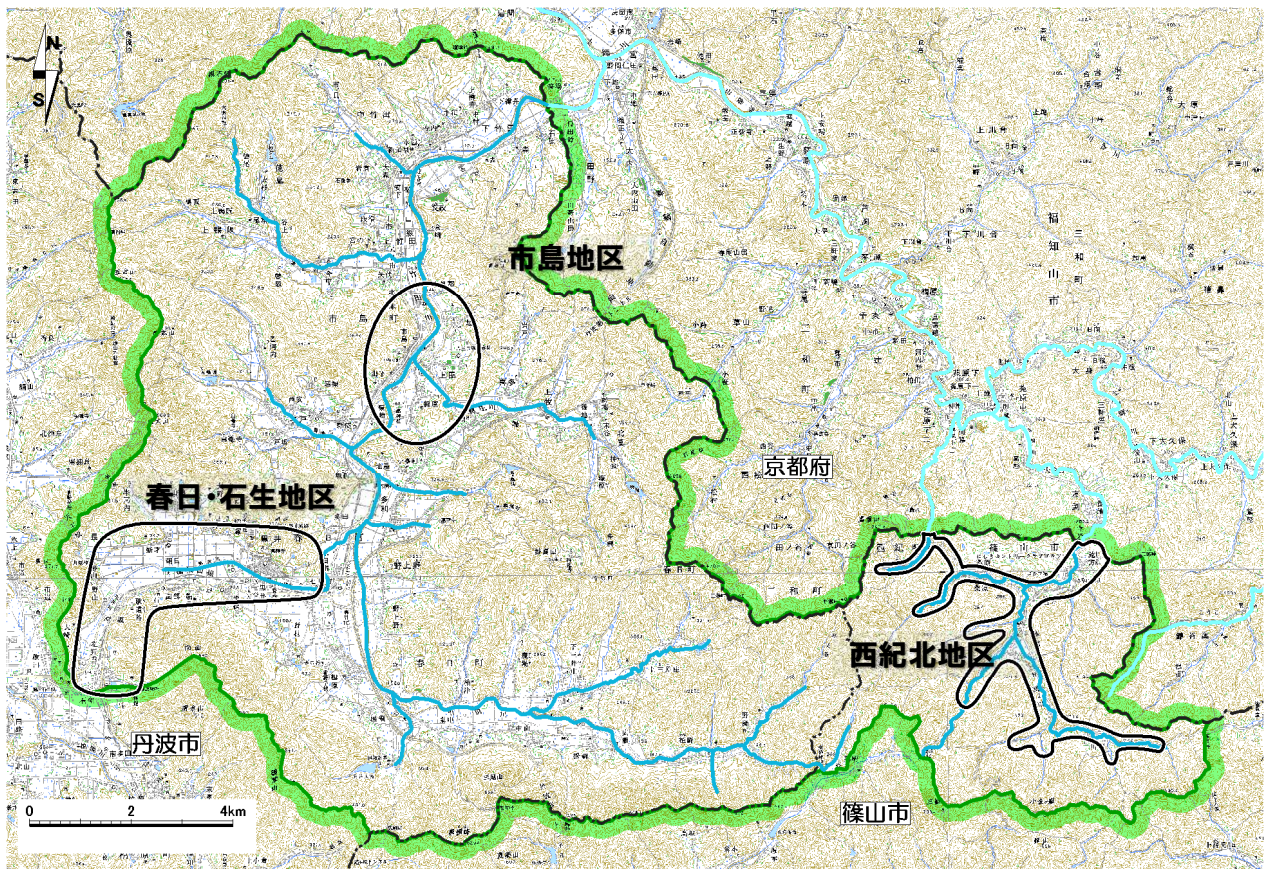
河川の水質や環境の維持、改善等のため、河川の流況の把握に努める。

8 モデル地区での取組

総合治水の取組を長く継続していくためには、県のみならず、市や県民の各主体が総合治水条例の理念や施策の効果を理解するとともに、上下流や組織間の相互連携を密にしていくことが重要である。

このため、計画地域内にモデル地区を設け、先導的な取組事例や効果等の情報発信を行い、推進協議会等を通じて情報共有を図るなど、総合治水の取組への理解を計画地域全体に広げていく。

これまでの浸水実績や取組状況等を踏まえ、流域対策の先導モデルとして丹波市の市島地区と春日・石生^{いそ}地区を、減災対策の先導モデルとして篠山市西紀北地区を選定する。



モデル地区位置図

8-1 流域対策モデル地区での取組

8-1-1 モデル地区の概要

(1) 市島地区

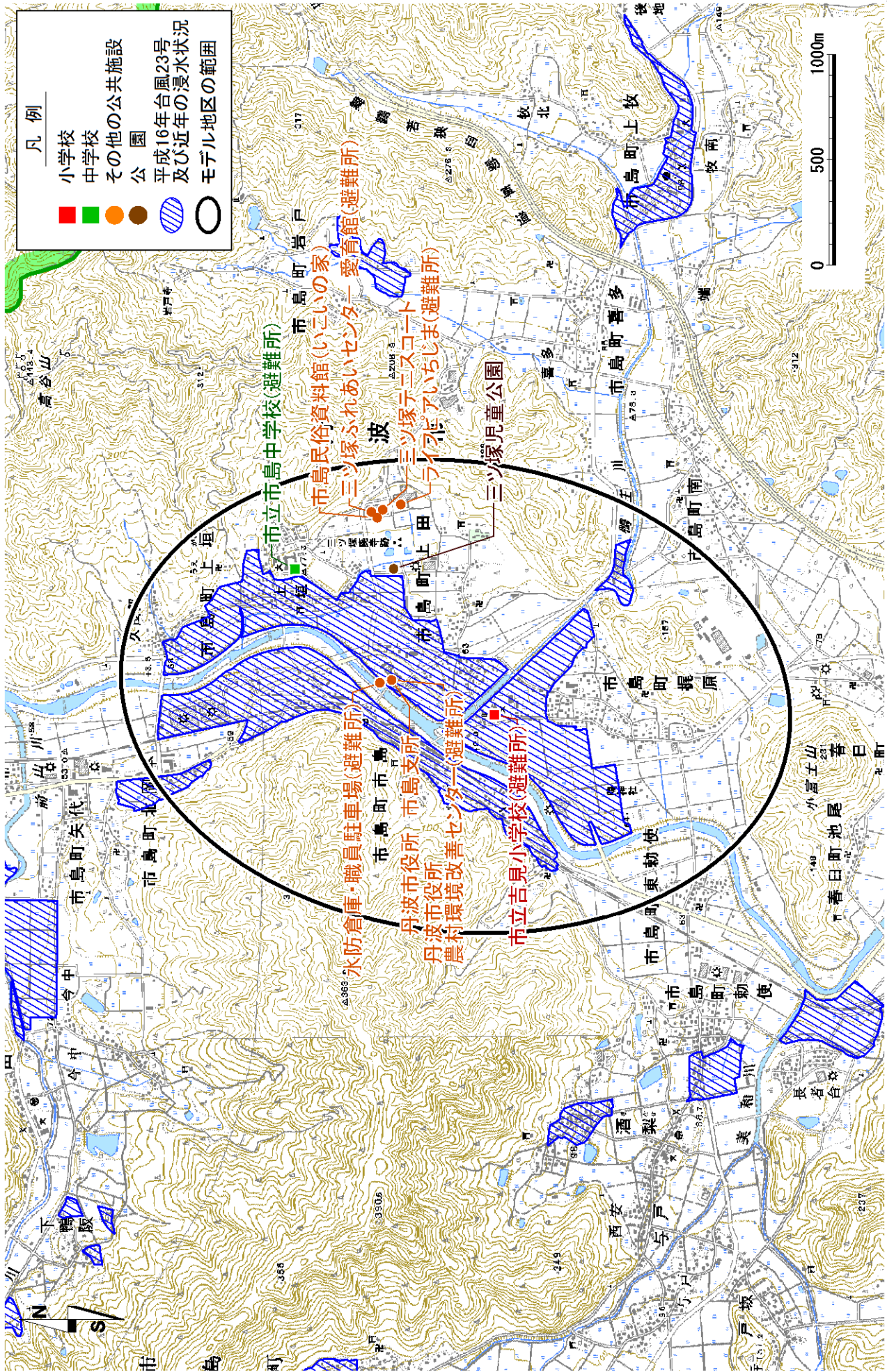
市島地区は、旧市島町の中心部であり、丹波市役所市島支所やライフピアいちじま等の公共公益施設がある。

竹田川右岸側は丹波地域でよく見られる段丘地形であり、河川の近くには水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。国道 175 号バイパスが整備されてからは、その沿道に店舗、工場、住宅などの立地が見られる。

一方、竹田川左岸側は、背後に山が迫る細長い平地に、J R 福知山線、旧国道が川と並走し、市島駅を中心に住宅が比較的密集する土地利用となっている。

河川整備計画にも指摘があるように、竹田川の洪水被害は、台風に起因していることが多く、地形特性上山地流域に降った雨がすぐ平地に流れ込むことから、短時間の降雨量が多い時に氾濫を起こしやすい。平成 16 年の台風 23 号の降雨により、水田地帯だけでなく、一部の住宅地にも浸水被害を受けた。

しかしながら、竹田川の水位が上昇した際には、合流する河川や農業用排水路の排水機能が低下することから、短時間の降雨量が多い時には河川沿いの低地等で内水氾濫が発生しやすい環境にある。左岸側は谷筋毎に小河川が竹田川に流れ込んでいるが、流域面積に比して平地が狭いことから、市街地の浸水防止のための排水ポンプが整備されている。



市島地区 施設位置図

(2) 春日・石生地区

春日・石生地区のうち JR 黒井駅周辺は、旧春日町の中心部であり、丹波市役所春日庁舎や春日文化ホール等の公共施設がある。

竹田川の支川である黒井川の左岸側・右岸側とも丹波地域でよく見られる段丘地形であり、河川の近くには水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。

黒井川右岸側は、JR 福知山線、国道 175 号が川と並走している。山際の住宅群の下には、小高い丘陵部を走る国道沿いに店舗、工場、住宅などの立地が見られる。

黒井川左岸側には、室町時代から江戸時代初期の黒井城城下町の名残を残す市街地が川と山の間に広がっている。右岸側にある黒井駅へ続く市街地がその地域の中心市街地で、住宅、店舗、公共施設などが比較的密集する土地利用となっている。

市街地の少し上流に溯ると左右両岸とも平地部は水田が広がる。水田の中に、左岸側には作業所や住宅が点在するが、水田に比して高い地盤を確保する耐水対策が採られている。右岸側にも市立船城小学校(避難所)が市街地から約 2km 上流の位置にあるが、水田に比して高い地盤がここでも確保されている。なお、黒井川の県管理区間は、船城小学校より下流となっており、これより上流は市管理区間の普通河川である。

黒井川については、昭和 58 年 9 月規模程度の洪水に対し、家屋への浸水を軽減することを目標として、平成 4 年には高龍寺橋～船城橋の間 3,350m において、河道拡幅、河床掘削による河積の拡大が開始されているが、引き続き、河川対策による治水安全度向上を進めていく必要がある。

河川対策途上のみならず、河川対策完了後も、黒井川の水位が上昇した際には、合流する河川や農業用排水路の排水機能が低下することから、短時間の降雨量が多い時には河川沿いの低地等で内水氾濫、場合によっては黒井川からの溢水が懸念される。

8-1-2 流域対策の進め方

流域対策は、雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透する機能を強化することにより、流出量のピークを平滑化させるものである。内水被害軽減のため、ひいては河川や下水道への流出抑制として、一つひとつの効果は限定的であるが、薄く広く取り組むことで、一定の効果が期待できる。

学校をはじめとする公共施設等での流域対策を、県と市が先導的に進めることにより、理解が県民に浸透するよう努める。

また、ため池や水田については、水路や小河川への流出抑制対策に活用することで、直下の住宅の浸水の回避や被害軽減が期待される。その他、各戸貯留(雨水貯留タンク)、民間企業による駐車場の透水性舗装・地下貯留等についても、広域的に取り組むことにより雨水の流出抑制効果が期待される。

一方で地域の営農形態、施設の利用状況や維持管理状況など、勘案すべき個々の事情があることに留意する必要がある。このため、効果的な取り組みが可能な施設等の抽出や、関係者への効果の説明、先進事例の紹介など、地域とともに検討・協議しながら理解を得て、取組を展開していく。これらの雨水貯留の取組を広げるため、必要なインセンティブ等の施策検討を行う。

8-1-3 当面の流域対策

次頁表を参考に、前頁の平面図に示す公共施設等の中から実現可能性の高い箇所を選定し、平成 26 年度以降できるだけ早期に雨水貯留浸透施設を整備する。(県・市)

ため池や水田での雨水貯留は、前述の進め方により、地域の理解を得ながら進めていく。(当面は県・市が地域に働きかけ) その際は、地区内における上下流の相互理解、生産者と流通事業者・生産者と消費者の関係性の醸成にも配慮しながら、県・市が対策の実現に向けて地区に働きかけながら、地域の実情に応じた効果的な施策選択や施策配置を検討する。

なお、本計画策定後まもなく、平成 26 年 8 月豪雨により、当該地域及び周辺地域は、土砂災害や浸水被害など甚大な災害に見舞われた。このため、このたびの災害を踏まえ、被災地の災害復旧や災害に強い森づくりなどの取組を優先してきたところである。流域対策については、森林での取組も含め、今後も他流域での取組の事例紹介なども行いながら、関係者の理解と協力のもとで地域の実情に応じた雨水貯留浸透機能の整備や、ため池や水田での雨水貯留などの取組を推進していく。

参考（期待される流域対策例）

区分・対象		施策の内容	実施主体	当面の対策
雨水貯留 浸透機能	校庭、公園、駐 車場その他の広 い土地を利用し た施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四方に雨水を貯留するための壁 を設置 ・ 雨水を浸透させる舗装の施工 等 	土地・建 物等の所 有者等	県及び市が率 先実施し先導
	住宅、店舗その 他の小規模な建 物又は工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易な雨水貯水槽の設置 ・ 敷地、地下に雨水を貯留する設 備を設置 ・ 雨水を浸透させる樹の設置 等 	土地・建 物等の所 有者等	建築行為、開 発行為に際し て県及び市が 啓発・指導
	水田、ため池そ の他の雨水貯留 浸透機能を現に 有する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田に堰板を設置、池底の掘削 等により、雨水貯留浸透機能を 高めるとともに、その機能を維 持 	土地・建 物等の所 有者等	県及び市が具 体的な地区で 普及啓発
雨水貯留 容量の確 保	ため池その他雨 水を貯留し、利 用する目的で設 置された施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農等の水利用に支障のない範 囲であらかじめ、貯水量を減ら しておく等によって、大雨に伴 う雨水を貯留する容量を確保 	貯水施設 の管理者	県・市による 事前放流の取 組みに関する 啓発
森林の整 備及び保 全	森林など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林が持つ、県土保全の機能を 確保（水源かん養機能、土砂流 出防止機能など公益的機能を維 持） 	森林の所 有者等	県は市と連携 して、間伐の 支援、土砂流 出防止施設等 の森林の整 備・保全施策 を実施

8-2 減災対策モデル地区での取組

8-2-1 モデル地区の概要

(1) 西紀北地区

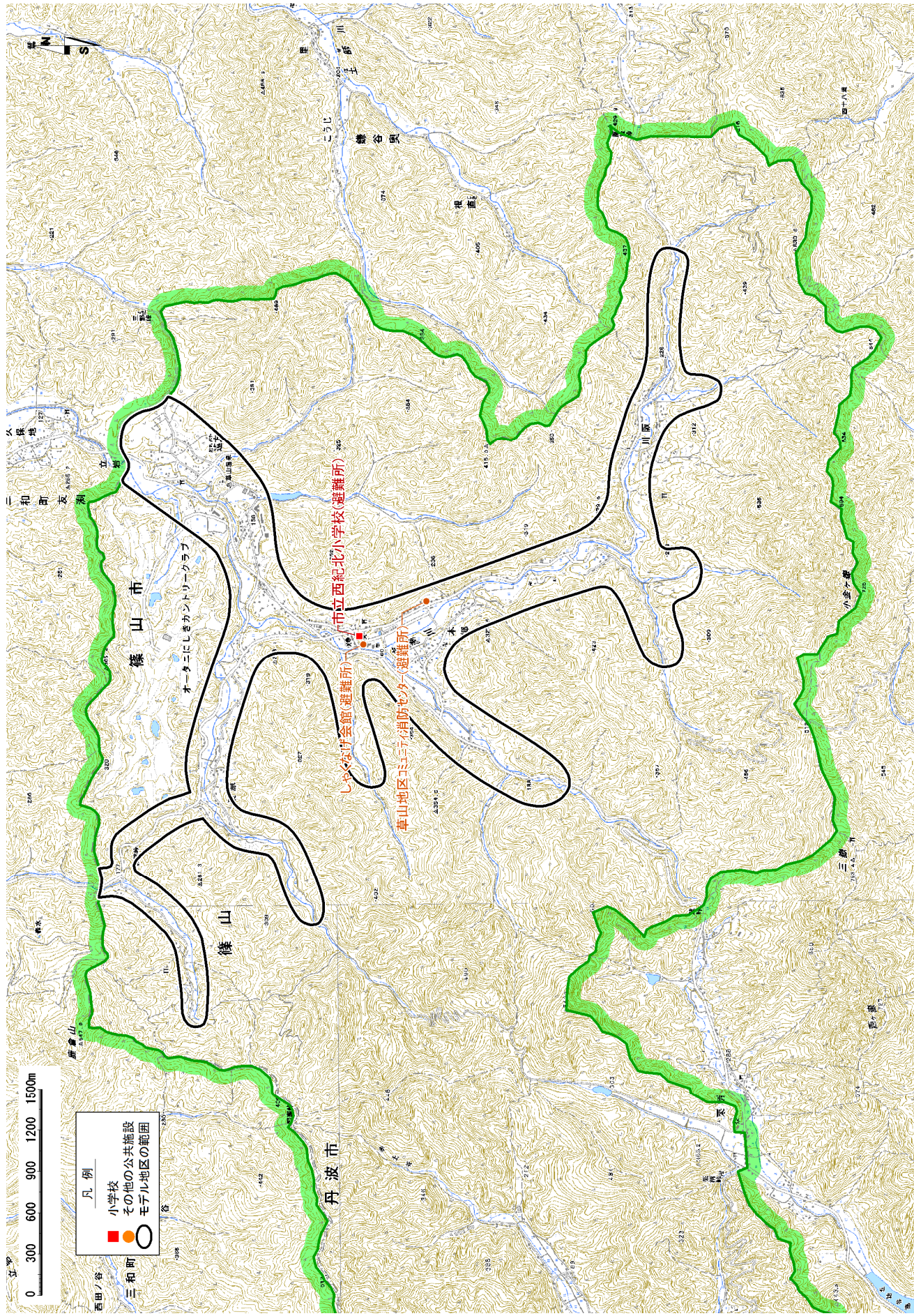
西紀北地区は、旧西紀町の北部にあたり、しゃくなげ会館（篠山市役所西紀分室）や草山地区コミュニティ消防センター等の公共施設がある。

友淵川及びその支川、岬ヶ鼻川沿いは丹波地域でよく見られる段丘地形であり、平地部は水田が広がり、小高い丘陵部に住宅が立地、その背後に山地がある。

友淵川の府境付近や岬ヶ鼻川では、両岸とも平地部には水田が広がり、水田の中に住宅が点在し、左岸側の山地にはゴルフ場がある。また、友淵川と宮立川合流点付近より上流は、西紀北地区の中心市街地で、住宅、店舗、公共施設などが比較的密集し、西紀北地区の避難所も所在している。

浸水想定区域が中心市街地などに点在していることから、安全な避難所及び避難路の確保、県民の迅速かつ的確な避難誘導が重要であるため、洪水時に県民が適切に避難できるような環境を整え、平常時から県民が水害リスクを認識することが重要である。

西紀北地区では大規模な土砂災害防災訓練を平成25年6月に自治会や市、自衛隊、警察、消防など関係機関が連携し、地区全体で住民避難訓練や救助訓練、防災学習会を行った。また、当該地区は自治会毎の防災マップ作成が完了しており、今後は作成したマップを避難訓練等に使用するなど、活用方策についても検討していく必要がある。



西紀北地区 モデル地区の範囲

8-2-2 減災対策の進め方

減災対策は、河川下水道整備や流域対策などできる限りの対策を実施しても行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考えのもと、県及び市、県民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。

県や市は、浸水実績や想定される区域の周知、防災情報の伝達を防災行政無線などを活用し気象情報・避難勧告等の情報を迅速かつ正確に伝達するなど、積極的な情報発信を行う。また、県民が浸水被害対策の重要性等を認識できる機会を提供するため、防災リーダー講座への参加の啓発や出前講座の実施、浸水による被害の軽減のための体制の整備として、災害時要援護者の把握・支援体制の整備や水防体制の強化を行う。その他、浸水被害からの早期の生活の再建として、フェニックス共済の加入促進などを行う。

県民は、行政の発信する情報などの把握に努め、平常時から水害リスクを認識することで自らの安全を確保することができ、洪水時の適切な避難や洪水被害を小さくすることができる。

8-2-3 当面の減災対策

現在実施されている、減災対策を継続することで住民の意識啓発を推進する。また、「篠山市地域防災計画（平成 25 年 3 月修正）」に記載されている減災にかかる各施策を着実に推進していくとともに、充実を図れるように検討する。

なお、篠山市では市内全域で順番に地域を変え、毎年大規模な防災訓練を実施しており、西紀北地区では平成 25 年度に実施した。当地域では、本計画策定後も地域が主体となった防災訓練の実施や、防災マップづくり等を通じて避難時の留意点を話し合うなど、地域の防災活動に取り組んでいる。

改定履歴

改定月	主な改定内容
平成 26 年 3 月：計画策定	
平成 30 年 3 月：一部見直し	中間見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ (一) 由良川水系 竹田川圏域河川整備計画の変更に伴う修正 ・ 各種データ更新 ・ 水防法の改正(平成 27 年 7 月、平成 29 年 6 月)及び水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みの追加 等
令和 3 年 3 月：河川対策 AP 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川対策アクションプログラムに基づく事前防災対策の推進等を追記

付 属 資 料

1. 総合治水推進計画フォローアップシート